

平成27年9月14日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 平成27年9月14日(月) 10時00分開会
16時13分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議会事務局長 松崎 裕介 議事係長 東 岳也
議事係 大漣 昭裕
- 6 説明員
- ・総務課
 - 課長 内園 由幸 君
 - 課長補佐 尾塚 禎久 君
 - 係長 牟田 昇 君
 - 係長 前田 敏 君
 - ・企画調整課
 - 課長 山元 正彦 君
 - 課長補佐 池田 英人 君
 - 係長 本藏 雄一 君
 - ・財政課
 - 課長 山下 友治 君
 - 課長補佐 萩元 慎治 君
 - 係長 尻無濱 久美子 君
 - ・市民環境課
 - 課長 石澤 正志 君
 - 課長補佐 松崎 浩幸 君
 - 係長 平田 寿美子 君
 - ・教育総務課
 - 課長 小中 茂信 君
 - 課長補佐 牛濱 睦郎 君
 - 係長 山下 理恵 君
 - ・学校教育課
 - 課長 中山 義邦 君
 - 主査 諏訪 史郎 君
 - ・生涯学習課
 - 課長 中野 貴文 君
 - 係長 柳原 一夫 君
- 7 参考人 川畑 安則 君
- 8 傍聴人 白石純一議員、仮屋園一徳議員、野畑直議員、中面幸人議員、
濱崎國治議員、牟田学議員、山田勝議員、
報道3社、市民2名

9 会議に付した事件

- ・議案第55号 阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第56号 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第57号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）
- ・所管事務調査

10 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第55号 阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）中、所管に属する歳入、歳出、以上議案3件であります。

ここで、日程についてお諮りします。

委員会の日程は、あす9月15日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり。〕

ご異議なしと認め、9月15日までの2日間といたします。なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。また、本定例会で付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたします。

○ 議案第55号 阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第55号を議題とします。総務課の出席をお願いします。

（総務課入室）

それでは、議案第55号について審査に入ります。総務課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第55号、阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、本条例の改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月に制定されまして、個人識別番号が個人に付されることに伴い、その取り扱いについて、阿久根市個人情報保護条例に必要な改正を行うものであります。改正のおもな内容といたしましては、特定個人情報及び保有特定個人情報等の語句の定義、利用、提供及び開示等について必要な改正を行うものです。

改正の内容につきましては、第2条では、番号法において定義される文言において、その用語を定義するものでございます。特定個人情報とは、個人番号がその情報内容に含まれているものであり、個人番号の代わりに用いる番号、記号、その他の符号であって、住民コード以外のものであります。特定個人情報ファイルとは、個人番号が記された個人情報ファイルであり、保有特定個人情報とは、職員が職務上作成し利用する公文書に記録されている情報でございまして、情報提供等記録とは、個人番号を利用する国等の行政機関や市などの地方公共団体等が保有している特定個人情報ファイルを利用したときの情報提供ネットワーク上における情報の記録でございます。

次に、第8条第1項の改正は、次の第8条の2と3の規定では、保有特定個人情報については、目的外使用ができないと規定しているものでございますが、本条項内においてはその規定から保有特定個人情報を除くとした規定でございます。

次に第8条の2の追加は、特定個人情報の利用については、その利用目的以外には使用してはならないと規定したものでございます。

第2項は、その規定に関わらず、人命、財産の保護のため、緊急で必要があると認められる場合には、本人の同意、または、本人の同意を得ることが困難であると認められる場合には、情報提供等記録を除き、その利用目的以外に保有特定個人情報を自ら利用できるとし

たものでございます。

なお、ただし書きといたしまして、利用目的以外に利用することによって、本人を含む第三者の権利、利益を不当に侵害する恐れがあると認められる場合には、使用できないことを規定したものでございます。

次に、第8条の3の追加は、番号法第19条の規定に基づき、特定個人情報を提供できる場合を規定したものでございます。

次に、第9条は、第8条第2項で規定した保有個人情報の提供をできる者に対し、その使用目的、方法に制限をかけることができる規定でございますが、その制限から保有特定個人情報を除外するため規定したものでございます。

次に、第12条第2項の改正は、個人情報の開示を請求する者について、保有特定個人情報は本人の委任による代理人、いわゆる任意代理人も請求することができる旨、規定したものでございます。

なお、同様の改正規定を第13条第2項、第14条第1項第2号、第26条第2項、第27条第2項、第34条第2項、第35条第2項でも行っておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、第21条の改正は、開示請求に係る保有個人情報の他機関等への移送についての除外規定を定めたものでございます。情報提供等記録は他機関で開示することが想定されないため、除外したものであります。同じく第32条の訂正請求に関わる事案の移送についても、同様の規定を定めたものであります。

次に、第24条の改正は、個人情報の開示において、他法令等により請求がなされている場合は、番号法の規定により保有特定個人情報は除外するとしたものでございます。

次に、第33条の改正は、保有個人情報の訂正を行った場合において、情報提供等記録を訂正する場合は、その管理者である総務大臣まで送付しなければならない旨、規定するものでございます。

次に、第34条第1項本文の改正は、同項各号に該当する場合において、保有個人情報の利用停止請求を規定したものでございますが、情報等記録は、システム上において自動的に記録されるものであるため、利用制限等に違反する取り扱いが想定されないものでございまして、規定中の保有個人情報から情報等記録を除外するものでございます。

次に、同項第1号及び第2号の改正は、利用停止請求に際し、その利用停止請求が、利用制限に違反しているときや収集及び保管の制限に違反しているとき、または、特定個人情報ファイルの作成制限に違反しているときは、保有個人情報から情報等記録は適用除外するものでございます。

次に、第43条第1項の改正は、本条例において、保有個人情報のうち、保有特定個人情報については、適用除外しない旨、定めたものでございます。

次に、附則につきましては、本条例の施行を、平成28年1月1日からとし、ただし、第8条の2、第8条の3を加える規定を平成27年10月5日から施行することとし、第8条の2、第21条第1項、第32条第1項、第33条及び第34条第1項の改正部分、いわゆる情報提供等記録に関わる部分については、番号法附則第1条第5号の規定による施行の日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私と担当係長等でさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

総務課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

条例の文章というのはとてもわかりにくくて、実際の話がですよ、現場ではいちいち聞くわけですよ。県に聞いたりするわけですよ。この規則が増えれば増えるほどどうということになっていくかということ、現場での対応が鈍くなるわけですよ。ここは自分達自身動けな

くなる要因じゃないですか。目の前に人が困ってる人がおっても、規則があってできないような気がする。でも、8条の2の2、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体、財産の保護のために、憲法を否定するものではないという話ですよ。だからそのところはですね、職員のほうがいつも規則にしがみついてしまって、あるいは上司に聞かなきゃいけないみたいなところが強くなって、目の前の対応が非常に、本当はですよ、住民から見ればあんたがちゃんとこっちを見ないからじゃんって言うてるのに、窓口の方では規則ですからと言っちゃってる。実際のところ規則をよく理解していないわけですよ。あらゆるところでそれがおこってますよね、事実。それはもう市民もしばしば実感するところなんですよ。このところを皆さんは、この法律を守ってますというのは、実際には気分に従ってるっていう事実を認めないといかんと思いますよ。担当課では、これはほんとは国が決めてですよ、自治体には強制するわけですよ、いってみれば市長や議会に命令しとるわけですよ。これは国の責任ですよ、全く、完全に。そうであっても自治体職員としては、それ以上にふたをかぶせるようなことをしたらいかん。根本のところは憲法のこの除外規定、このところをしっかりとってですね、現実には対応しなければならないということ、よく教育していただきたいわけですよ。その辺についての考え方をよろしくお願いします。

内園総務課長

今、確かにご意見ございますとおり、なかなか法律とかいう部分は一般的にわかりにくいものだという事は私なんかも重々普段から感じている部分です。たとえば、法の規定があってその中に今度は規定があったり、施行令があったり、その施行令にみにいくということ、なかなか文章的にはわかりにくいのかなというものは法令等においてあるかと思えます。その中で今回のこの保護条例の趣旨は本会議場でも申し上げましたが、もともと個人情報保護条例ということで、個人の情報については条例で保護しなさいね、という部分について規定を阿久根市も当然条例で制定したと。その部分で今回の個人番号についての部分がふれてないので、そこを入れました。ということで、わかりにくいとおっしゃるんですが、たとえば8条の2を参考にあげられたわけですが、8条の2についても財産を守るとか、何らかの事故等によって、本人の意思を確認できないという場合は本人に代わってそれを番号を扱う。情報持つ自治体においてそれを提供することができますよと、ただし、その場合によって個人の権利とかそういう部分に影響与えるような、損害を与えるような場合については、それはだめですよと、平たく言ったら、これも平たく言えたかどうか別ですが。そういう部分をこういう条例等の用語を使っているからわかりにくいのかな、と思われま。以上でございます。

竹原信一委員

まさに、そのところなんですよ。人間関係の社会ですから、こちらのよりひどい損害を与えないために何かをすると、こちらの人にはちょっとした損害がどうしても出るわけですよ。このちょっとした損害のためにこっちの損害を見過ごすということがあり得るわけで、よくその、まさに窓口の職員というのはこの作業をするのが仕事なんですよ。わかります。得てしてあるのは、やりやすいほうをするんです、やりたいほうをするんです。こっちがうるさそうだったらちょっとした損害のほうに重きを置きちゃって、こっちを見捨てるということはよくあることなんですよ。わかります、私が言ってることが。だから言葉の先で単にこの規則を守ります、って簡単に言えるけども、実際には大変難しい局面にいつもあるというのを認識しておいてもらいたいという話なんですよ。わかります。それを教育せないかんし、いつも住民の状態に敏感でなきゃいかんし、声の大きい人についていくようじゃいかんし、そこをわかってもらいたいという意味で私はいったわけですけど、どうでしょう。

内園総務課長

当然、行政の仕事に携わる職員として、公正公平でなければいけないし、その部分については一般職員にも十分な指導をして、これまでも言ってると思いますが、なおかつこれまで以上にそういったふうに務めていきたいというふうに考えております。

竹原信一委員

はい、よろしく申し上げます。

大田重男委員長

ほかに質問はありませんか。

渡辺久治委員

情報開示の請求についてお伺いしたいと思うんですけど、たとえばこの12条ですね、未成年者、または成年後見人の法廷代理人は情報開示の請求ができることになってますけど、じゃ、この未成年者又は成年後見人でなければ誰であってもこの情報開示の請求はできないということですね。

内園総務課長

質問の趣旨でもし取り違えていたら担当係長から説明させますが、一般的にはもう本人でなければだめですよというのがこの趣旨です。ただし、おっしゃるとおり未成年者については保護者がいらっしゃるわけで、その特に小さいお子さんについては自分の判断ができないから、その保護者については情報の開示ができますというふうな規定になっているところで

す。
[渡辺久治委員「わかりました」と発言あり。]

大田重男委員長

ほかに。

竹原恵美委員

附則の中に、条例の施行する時期が二つあるんですけども、それは、そのずれた意味というか、今、今走っているところと、先に10月が来る。それとのつながり、また10月がその1月1日から始まるつながりというのは、どういうふうにつながっていくのかな。

意味が何かありましたら教えてください。

内園総務課長

ご案内のとおり、10月5日から、この番号についての通知書というのが各家庭に住民票の所在地に送付されます。それによってこの番号が取り扱われるということで、その間までには個人の、今回提案しております、個人情報保護、この条例を制定してくださいというのが10月5日ということになります。1月1日というのは、今度は、たとえば市役所とか、国とかそういったこの番号を利用する機関、国の行政機関とか自治体、これが番号を1月1日から今度は番号のカードを申請される方については希望される方には交付するという作業が出てきますので、それに合わせたのが1月1日からということで、番号を利用することが可能になるということで、実際の利用開始は4月1日からなんですけど、それに合わせて、そこまでの間にはきちんとそういった部分を日付で時系列で追っていると、最終的には例えば税務課の税金の申告、ああいった部分については番号を利用するのは来年の4月1日から始まるんですけど、実際の申告については1月1日現在ということで、29年1月1日というのがあります。この条例の末尾のほうに書いてあります附則のほうで国のこの施行令の日というのを書いていると思うんですけど、番号法附則第1条第5号の規定による施行の日、これがおおむね今国が予定しているのが29年1月1日とそういった内容で分けているところでございます。

竹原恵美委員

それでは、議会の中でもお伝えしたんですけども、やっぱり番号保護、一度も、一回も私的利用なり、目的外利用、阿久根市役所から出してはいけないと思うんですけど、その指導というか、その方針、または抵触があった場合というものの想定、何か進んでいる、かなり進んでいるものはありますか。

内園総務課長

今回出したのは、個人情報保護条例だけを御審議いただいているわけですが、こののちですね、12月議会で予定しているんですけど、今ご指摘のあった番号の利用とか、提供、これ

については国のほうで定めたものの中で現に条例上これを使って仕事をしますよという条例に盛り込まれた分についてはこれを省略できるということになっているんですが、それから県のほうでも条例で定めた部分、国で利用できるのは、なんなんですよというのは第1表というところでいっぱい書いてあるんですが、第2表で提供できるのはどんなところに提供できる、そこら辺についてのどんなところに、条例でうたっていない部分の補足ですね等含めて、今ご指摘の分を12月でまた条例の審議をいただくということで作業を今行っているところでございます。

竹原恵美委員

繊細なところに手を加えなければいけない。かかわらなければいけないんですが、一度も出さないように、そういう指導をぜひ広めて履行ください、お願いします。

大田重男委員長

ほかに、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第55号について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第57号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）

大田重男委員長

次に、議案第57号中、一般会計補正予算です。総務課所管の事項について審査に入ります。総務課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第57号、平成27年度阿久根市一般会計補正予算第2号のうち、総務課所管について御説明いたします。予算書の11ページをお開きください。2款1項17目、電算管理費、13節、委託料の補正額123万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度に対応するため、既存ネットワークの設定変更を行うものでございます。このうち、庁内ネットワーク保守点検業務につきましては、社会保障・税番号制度導入したことにより、既存住基ネットワークを外部の攻撃から保護するための設定変更を行うほか、通称L G W A Nと呼ばれています既存の地方公共団体間の行政専用のネットワーク環境の設定変更や中間サーバー接続用の共有ネットワーク上にプライベートネットワークを構築するための装置の設定等を行うものでございます。これらの事業実施期間は、平成27年11月からを予定しているところであります。

次に、電算システム改修業務につきましては、国民健康保険の一部負担割合を引き上げる法改正に伴い当該システムの改修を行うものであります。当初予算では、17万6,000円を予算計上しておりましたが、平成27年5月29日付けで九州厚生局から市町村システムの改修経費に係る所要見込み額が示されたことに伴いまして、当該不足分を補正計上するものであります。

次に、14節、使用料及び賃借料の補正額133万円につきましては、社会保障・税番号制度に対応するため新たに機器を導入するものでございます。経緯といたしましては、平成27年3月に地方公共団体情報システム機構から機器の仕様を示した市町村機器整備概要が示されたのを受けまして、システムの供給業者である鹿児島県町村会から同年6月に仕様の確定通知がありましたので、今回、予算計上を行うものでございます。具体的には、市民環境課や税務課などの窓口業務におきまして、個人番号制度に伴う本人確認情報を確認するための端末機を導入するものでございます。また、社会保障・税番号制度の施行に伴う新たなセキュリティ保護を強化するため、現行のウイルス対策ソフトよりも機能強化したシステムの導入及びメールサーバーの構成変更を行うものでございます。今回予算計上しておりますシステムの改修や機器の導入につきましては、国の整備計画に基づき整備を進めるものではございますが、すべてが補助対象外となっておりますことから、一般財源で対応することとしております。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私と担当係長等でさせて

いただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

大田重男委員長

総務課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

補助対象外、こういうことってよくあるんですか。国が決めて、補助なしというのはよくあることなんですか。

内園総務課長

国の対象となる総務省及び厚生省の分が昨年度から基幹システムについては補助対象で、総務省の分が100%、厚生省関係が主に3分の2の国の補助でこの整備はすでに終わってきてたんですが、今回セキュリティ関係の分とか、窓口に設置する端末機等についてはこれは全国の自治体自分たちでもってくださいというような通知が届いているところでございます。

渡辺久治委員

ちょっと本来の質問からはずれてるかもしれないですけど、この前の区の加入状況の情報提供をもらいましたよね、あの時には5年以上前は資料が、電算のシステム入れ替えの時にちょっとなくなってしまったということと言われて、5年以上前のあれが記録がないということと言われたんだけど、そのへんの意味が、やっぱりデジタルで残すべきものと、アナログで残すべきものがうまいぐあいについてないんじゃないかなというふうな危惧をもつんですけれども、そのへんのところを交えて、さっきの説明をちょっとしてもらえないですか。経緯を。

内園総務課長

個々の職員が自分のパソコン上の画面で取り扱えるデータというのは基本的には3年なんですよ、2年までの分のフォルダが画面から入って行ってできると、あとの分3年以前の分については情報管理、きょう情報管理係長が出席していますので、補足の分は説明させますが、DVDとかそういった記憶媒体で保管はしてるんですが、その利用については端末機にいったん開かなければ見れないという部分がありますのと、前回5年分といたしましたのは、システムを入れ替えたためにそれが引き継がれてないという分で、現在のシステム上を使うのが5年間の部分で見れましたと、市民環境課のほうからは情報提供をいただいて、その分を持ち合わせる情報は市民環境課が持ち合わせておりましたので、市民環境課からの情報を議会で答弁させていただいたということでございます。

渡辺久治委員

ということはあのデータ自体実際なかったということですよ。今のところ、5年以上昔の。

前田情報管理係長

過去のデータということについてなんですが、システムを切り替えた時点でということで、それぞれですね、各住民の方の区の情報、そういったものに関してはそれぞれシステム側には当然残っているものなんですけれども、ただ、区の加入状態の人数の統計というような形であると、それぞれその時点でプログラムを組んで出すという形で毎月出しているものがあります。それが5年前のシステムと今のシステムが変更になっている関係で新たなプログラムを組みなおすことができないので出せないという形になっております。

大田重男委員長

よろしいですね。

[渡辺久治委員「はいわかりました」と発言あり]

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、市民環境課入室)

○ 議案第56号 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第56号を議題とします。市民環境課長の説明を求めます。

石澤市民環境課長

さる9月8日の本会議において、総務文教委員会に付託されました、議案第56号、阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、本年10月5日から発行される個人番号通知カードの再交付に係る手数料及び平成28年1月から停止される住民基本台帳カードの交付に変えて、個人番号カードの再交付手数料を規定するものです。第1条で、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を500円と定めるものであり、第2条では、住民基本台帳カードの交付に係る手数料を個人番号カードの再交付に係る手数料とし、1枚につき800円に改めるものであります。なお、住民基本台帳カードにつきましては、有効期限まで使用することができ、また、個人番号カードに切り替えをすることも可能です。両カードの初回交付に係る費用につきましては、全額国庫補助となります。附則において、第1条については、平成27年10月5日から、第2条につきましては平成28年1月1日から施行しようとするものであります。

以上で、阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりますが、答弁につきましては、私、不足の場合は補佐及び担当係長が行いますのでよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

市民環境課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第56号について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第57号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）

大田重男委員長

次に、議案第57号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

石澤市民環境課長

さる9月8日の本会議において、総務文教委員会に付託されました議案第57号、平成27年度阿久根市一般会計補正予算第2号のうち、市民環境課所管分について御説明をいたします。まず、歳出について説明いたします。補正予算書11ページをごらんください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節役務費、12万7,000円の補正でございますが、個人番号カードの照会回答書等の郵送料でございます。市民の約7%の利用を想定しております。続きまして13節委託料の3万5,000円の補正でございますが、通知カード及び個人番号カード所有者の住所、記載内容等に変更があった場合、裏書記載が必要であることから、裏書印字システム機器の保守料でございます。続きまして、18節備品購入費でございます。委託料でも説明いたしましたが、個人番号カード裏書印字システム機器の購入と、パスポートの電子格納情報を確認するためのIC旅券用交付窓口端末機器の購入費でございます。続きまして、19節負担金補助及び交付金の779万6,000円は、通知カード等を地方公共団体情報システム機構が発送することから、同機構への交付金でございます。

次に歳入をご説明いたします。補正予算書9ページをごらんください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の850万円は、通知カード及び個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進するために、国が交付する個人番号カード交付事業への補助金779万6,000

円です。また、同様な趣旨で事務費として国が交付する、個人番号カード交付事務費補助金の70万4,000円です。続きまして、14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金32万2,000円は、旅券事務に関わりますIC旅券交付端末機器更新に対する市町村権限移譲調整交付金であります。以上で平成27年度一般会計補正予算第2号の説明をおわりますが、答弁につきましては、私、不足の場合は補佐及び担当係長が行いますのでよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

市民環境課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

すいません、説明の中に市民の7%を利用予定っていうのは、話についていけなかったの
で、もう一度教えていただくのと、その7%の想定という理由を教えてください。

石澤市民環境課長

個人番号カードの発行につきまして国が人口の約7%の予算を組んでおります。そういう
ことで阿久根市の人口の約7%が個人番号カードを作成するものということで、そちらのほ
うで7%ということ想定しております。

竹原恵美委員

確か、このカードはこれから税金にも関わってくるような利用の仕方が想定されている、
予定されているんですが、国が決めたといえ、阿久根には7%以上の利用の可能性も出てき
た場合は処置はどんなになるんですか。

石澤市民環境課長

この7%につきましては、1月から3月までの期間でございます。そして、4月以降につ
きましてはまた新年度で予算を計上していきたいと考えております。ですので、1月から3
月までの3か月間、阿久根市の人口の7%程度が利用するということでの想定をいたして
おります。以上です。

[竹原恵美委員「はい、わかりました」と発言あり]

大田重男委員長

ほかに、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(市民環境課退室、企画調整課入室)

大田重男委員長

次に、議案第57号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求
めます。

山元企画調整課長

議案第57号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算第2号中、企画調整課所管の事項
について御説明申し上げます。はじめに、歳入予算について御説明いたします。予算書10
ページをお開きください。第14款県支出金、3項1目総務費委託金、5節統計調査費委託
金、27万6,000円は、平成27年国勢調査市町村交付金及び平成27年度鹿児島県人
口移動調査市町村交付金であり、県の交付決定を受け、基幹統計調査として実施する、国勢
調査及び県年齢別人口移動調査の財源として、それぞれ、27万5,000円、1,000円
を追加するため補正計上したものであります。

次に歳出予算について御説明いたします。予算書11ページをお開きください。第2款5
項2目基幹統計調査費の1節報酬48万円は、国勢調査の調査員等の報酬の追加費用を計上
するものであり、8節報償費の6,000円の減額及び11節需用費の19万8,000円の
減額は、節減見込み額を減額しようとするものであります。以上で説明を終わります。よろ
しくお願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(企画調整課退室、教育総務課入室)

大田重男委員長

次に、議案第57号中、教育総務課、学校教育課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

小中教育総務課長

それでは、さる9月8日本会議において総務文教委員会に付託になりました議案第57号平成27年度一般会計補正予算第2号の教育委員会教育総務課及び学校教育課所管について歳出から御説明申し上げます。13ページをお開きください。第10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、111万3,000の増額補正は、原子力・エネルギー教育支援事業交付金を活用し、エネルギー資源、エネルギー開発に関する諸課題や環境問題について、正確な知識の習得を図るために、18節備品購入費として、中学校にエネルギー教育用教材等を購入するものであります。次に歳入についてご説明します。9ページをお開き下さい。第13款国庫支出金、2項国庫補助金、9目教育費国庫補助金、111万2,000の増額補正は、先に説明いたしました、エネルギー教育用教材等の購入費に係る補助金である、原子力・エネルギー教育支援事業交付金で、補助率は100%であります。

次に債務負担行為について御説明します。15ページをお開き下さい。阿久根市民交流センターの設計見直しを行うため、設計業務の変更に係る限度額を3,800万円追加するものであります。支出の期間は平成28年度とし、平成28年度の支出予定額を3,800万円としております。なお、図書館については、生涯学習課で説明します。

以上で、教育総務課・学校教育課所管の説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願い致します。なお、答弁につきましては、私、並びに学校教育課長でお答えさせていただきますが、不足の場合は、担当係長に補足をさせますので御了解頂きたいと存じます。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

原子力のほうから来たお金で、エネルギーに関する教育をするということでもありますけれども、内容についてですね、おそらく原発はどうしても必要なんだよというふうになるに違いないなと私は思うんですけども、内容について自由な裁量権というものがあるのでしょうか。

小中教育総務課長

自由な裁量権といいますか、先ほど委員がおっしゃられますように、川内原子力発電所に隣接する環境下ということで、そこで、生徒たちに自分たちの生活に必要なエネルギー、特に電気エネルギーについて発電方法等への興味、関心を高めさせるとともに、エネルギーに関する観察、実験を通して生徒に自分たちの生活に必要な電気エネルギーの発電方法をエネルギー資源、エネルギー開発に関する問題等について理解を身につけさせるということを目的にしております。今回、自然エネルギーの発電学習セットを20セット、それから原子力発電の実験模型を1セット購入するということになっております。

竹原信一委員

今、お読みになった最初のほうの文書、これはどこで誰が書いたのでしょうか。

小中教育総務課長

今のものについては、国の原子力エネルギー教育支援事業交付金交付というのは国の事業ですけれども、それを受けて鹿児島県が教育支援事業を補助金交付要綱というのを定めてお

りまして、それに基づいた中での中身のことになっています。

竹原信一委員

本来はですね、教育というのは、行政行為そのものではなく、子供自体の成長を、あるいは文化的なものの進展、そういったものを目指してやられるはずですよ、お金を理由にといいましょうか、それを推進力として教育の中身が大きな影響を受けている今のこの補助金の件ですよ、状況がありますよね。これについて教育的な観点から疑問が私はあるのですけれども、教育的な観点からはどのように感じておりますか。

中山学校教育課長

それでは、お答えいたしたいと思いますが、この自然エネルギーの発電学習のほうのセットにつきましては、中学校の3年生の理科の授業の中で科学技術の発展についてを学習するという内容に合致するものだというので、これをまず勉強するために必要だというふうに私どもは考えております。原子力についても、仕組みそのものについて学習することは大事だろうというふうに考えておりますので、必要なものではないかというふうに考えておりましたと考えております。

竹原信一委員

教育というのは、片方、二つの意見があった時には、片方を強調する作業、お金を大量のお金が注がれる。そしてしまったら、全体がかたよりそうですよね。であれば、こっち側についても同じように、あるいはそれ以上に意識をもってなされなければいけないと思いませんか、教育的な状況を作るにはですよ。片方だけを集中してですよ、理科の授業でもやる。社会システムについてもそこだけやる。その危険性について反対側からの視点からも何かがなされなければ、正常な思考環境はつくることが難しいと思いますけれども、そういう意味で私はさっき質問したわけです。反対側からの作業といいましょうか、投資がなされてしかるべきだと私は思うんですけども、そういった配慮は教育総務課といいましょうか、そこでは考えたことはなかったのでしょうか。

小中教育総務課長

今回購入する備品につきましては、確かに一つは原子力発電実験模型ということで、原子力の模擬的な実験を通じて原子力の発電の原理をわかりやすく学習するというモデルですけど、その一方で、もう一つはその風力、水力及び火力発電が実験できるセットということで、その実験を通してタービンやプロペラを安定的にまわすエネルギーの供給方法について考えることができるということで、その原子力だけでなく自然エネルギーの部分についても一緒に学習できるようなセットということになっておりますので、併せて購入するということになっておりますので、両方からの見地で購入というふうに考えております。

竹原信一委員

えっと、そしたら質問の仕方を変えましょう。自然エネルギーと原子力とは根本的に違っておりまして、自然エネルギーは放置しても危険性はないわけです。原子力の場合は3000度にも上がる、鉄よりも高い温度のものを人間の努力、不断のずっと続けた努力によってやっと支えられる状態のものでしょ、この危険性についてもやらなきゃいけないと私は言ってるわけです。推進するならば、これが事故が起こった時にどのようなことになりうるのかを同じくらいの金を使って機会を使って、チャンスを使って、時間を使って、やってはじめてバランスのとれる教育環境がつけられるのではないのでしょうかと、その視点は教育総務課にはないのでしょと言ってるわけです。

中山学校教育課長

担当に説明をさせます。

諏訪学校教育課主査

担当しております諏訪と申します、よろしくお願ひします。本單元では、エネルギーの仕組みについて学習するとともに、全てのエネルギーの現在、身近にあるエネルギーの利点、それから課題について触れております。その教科書上において特別な結論付けたものはござ

いません。以上です。

竹原信一委員

あなたの認識では、対等に、平等にやられているという考え方のようではすけれども、私が言ったこととは、そこではないんですよ。危険性という話を私はしたわけですね、原発はその重要性、危険性から言えばほかのものとは比べるものではない特徴がありますよと、それをほかの自然エネルギーと同等に比べるようなレベルの話ではないという話をしましたよね、私は。一旦手を緩めたら大変なことになる、その経過とかね、実際福島では起こっております。今も起こり続けておりますけれども、同じくらいその推進、説明、はるかに大きなエネルギーをかけてそこはやらなきゃいけない、やってはじめてバランスが取れる状況になるのではないのでしょうか。その視点といたしましうか、その観点はお持ちでしょうか。どうも今のお話では、取り組む姿勢が感じられなくて、実際このお金が来る根元が原発を推進したい人たちから来てるという事実も含めてですね、そのまま受け入れて子供たちの教育のバランスにしちゃいかんわけですよ。そういう意識をもってしかるべきだと申し上げとるわけです。いかがでしょう。

諏訪学校教育課主査

原子力のこの本年購入している原子力の発電モデルについては、その仕組みでございます。これまでに購入しているものの中で、昨年度ですね、購入しているものの中で、霧箱がございいます。原子力の放射性についての、放射性物質の性質についての学習をするための霧箱を購入しております。ただ、委員がおっしゃる中で、非常に原子力については、放射性物質については取り扱いを慎重にしなければならないものでもありますし、学校の中でその、たとえば実験をするための大掛かりな実験をするための環境は現在のところ整っておりませんので、児童生徒の安全を考えてそのような形で原子力の性質、仕組みについて学ぶということをして学校現場では取り組んでおります。行っております。また、その中で、授業の中でこれからのエネルギーがどうあるべきかということを生徒たちに問いかけると、考えていくという場面もございいますので、そういう取り組みをしております。

竹原信一委員

その霧箱とかなんとかそういう話を私はしているわけではなくてですね、子供たちには生きていく社会ね、いかに生きていくべきか、そして今がどうなっているかということをして当然のこととして教えているはずなのに、その小さいところにあなたの意識も霧箱みたいな、どうでもいい話なんです、そんなことは。そうじゃないでしょ。

[発言するものあり]

実際、危険性について、まっすぐ検討する機会を、内容もですね、つくられていないわけですよ、お金をよこすから、それは来ないわけですよ、実際のところ、反対側のこのカウンターというかね、進めるのではなくて、止める側、同じくらいのエネルギーを持って予算を組んで、やる。やってはじめて教育の成果といたしましうか、本来のあり方を支えることができるはずじゃないですか。そうは思いませんか。こっちのほうの予算が感じられないわけですよ。今の姿勢からしても、霧箱みたいな小さな話じゃなくて、危険性について、実際に起こっていることをもっと、全然学校教育現場に行ってもですよ、福島の状況なんかを皆さんに知らせるような張り紙もないわけですよ。一旦溶けたらメルトダウンする、壊れたらメルトダウンする、どうしようもなくなる状況についてほとんど表現されていない、忘れられている、そういう環境があるから今私はこういう質問をしとるわけですよ。推進する側の予算ではなくて、実際にはバランスの取れた子供たちを育てるための予算はつくっていくというかな、環境をつくる努力をしようとは思いませんか。いかがでしょう。

中山学校教育課長

子供たちの教育の中では、そういう原子力の問題にしても、自然エネルギーの問題にしても、まだ中学生というこの段階で学習しないといけないのは、一番基本的なところからまずは勉強するべきではないかというふうに思います。その上で判断をする力がついていくので

はないかなというふうに考えますので、委員がおっしゃるように、今の福島の現状とか社会科の中では確かに勉強していくのではないかなと思いますが、この理科の場合の勉強するものとしては、その仕組みがわかるものを購入したいということで、今回お願いしているところでございます。以上です。

竹原信一委員

そこのところをですよ、まさに。基本的なということの意味、生きていくということの基本でございまして、霧箱が基本ではないわけですよ。そこに対する意識をもっともってもらいたいと要求して質問をおわります。

〔「委員長休憩を」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 11:03~11:05)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ほかに。

竹原恵美委員

その資料の中なんですけれども、仕組みを教えられる。そしたら発電の、発電の単価に対しても表示があるものですか。

諏訪学校教育課主査

お答えいたします。単価等については、具体的な数字を出して触れていることはございませんが、エネルギーの効率、変換効率ということについては中学生は学習をいたします。

竹原恵美委員

仕組みに対しての理解を深めることは大事なんですけれども、効率、またはその効率を求めるには価格、人間が求めていくもの、それに対しての情報というのはすべてが明らかになっているわけではない。ものを疑えというのもまたひとつの教育であろうかと思えます。疑う、もっと自発的に知りたいというところを引き出す、ぜひそのところはこれがすべてではないということもぜひ教育の中では与えていただきたいと思います。お願いします。

大田重男委員長

ほかに。

西田数市委員

あのですね、ちょっと余談になるかもしれないですが、もっと教育費にお金を注いでですね。

大田重男委員長

ちょっと休憩を取ります。

(休憩 11:07~11:07)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

竹原信一委員

交流センターのほうに移っていいですかね。ほかに今の件でなければ。交流センターの補正予算、設計の補正予算が出ているわけなんですけれども、当初議会では25億円ほどですと議会で説明されていたのが、いつの間にか37億になって。いったいどういうふうに設計業者に発注したのか、ということがどうも不明確なんです。25億で発注したものが、37億で出来上がってきたら、それは作り直しでしょ、向こうの責任で。その過程で、阿久根市側は青天井ですよと言ったんならともかく。経緯が不明確なんです。どのように発注者側に要求したのかを、金額的にですよ、説明してください。

小中教育総務課長

当初の25億円につきましては、施設の建設費ということで、プロポーザルの段階で、設計者が応募する基準、目安としてお示しをしたものであります。この25億については建設費ということでありますので、先ほど申された37億というのは委託料とか、備品購入を含めてですので、25億の分については31億7,000万に上がったというふうに認識しております。25億につきましてはプロポーザルをかけた段階で、ほとんどの設計者の方から25億ではこの施設規模については無理があるということがありましたので、その段階で25億の範囲内であれば面積を縮小しても構わない、ということでお示しをしてプロポーザルの提案を受け付けたところです。そのプロポーザルに基づいてこれまで設計を積み上げてきたわけですが、その後の人兼費と資材費等の高騰で31億7,000万まで上がったということですので、設計者に対しては25億ということで目安はお示ししたというところでございます。以上です。

竹原信一委員

私もそのような話をうっかり信じておりました。ところが、ワークショップの議論の中でですね、この会社の社長ですね、発言してるんです。ワークショップのこれはインターネットにも公開されている分です。1平米あたり、だいたいホールというのはどんなふうにやってもホールの舞台機工やなんやかんややりますと、1平米あたり55万円くらいの工事費がかかるのが相場なのですが、それで5,000平米のホールを作ってしまうと、それだけで25億円になって、図書館を作る分が出てこない。解体の費用も出てこない。そこで少しこれを圧縮していく必要があります。解体まで含めて認識されているんですよ。実際プロポーザルで示された文書を見せてください。いかがでしょう、資料請求をすることについて、いかがでしょうか。

大田重男委員長

休憩を取ります。

(休憩 11:12～11:12)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今、竹原信一委員から資料請求ということが出てます。取り計らいはいかがですか。

木下孝行委員

プロポーザルの条件のときの設計者の議事録なの。

大田重男委員長

竹原信一議員もうちょっとわかりやすく。

休憩します。

(休憩 11:13～11:17)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど資料請求がありましたけど、これをお諮りいたしたいと思います。

竹原信一委員

表現があいまいですので、実際この件はお金に関する件であって非常に重要な問題。25億で発注したものが37億になる設計であれば、条件違反でございますので、補正を認める原因にならない。しっかり阿久根市側が何を要求したのかを明確にさせるためにも、この議論を有意義なものにするためにも、資料を直接私たちが見る必要があります。資料請求をお願いいたします。プロポーザル要求書。

大田重男委員長

ちょっと休憩します。

(休憩 11:19～11:19)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

竹原信一委員

プロポーザルの特記仕様書の資料請求をお願いします。

大田重男委員長

今、竹原信一委員からの資料提供の要望がありました。お諮りいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

異議なしですか。

木下孝行委員

特記仕様書であれば別に問題ないだろうと思うけど、どのくらいかかるんですか。

出せるのか出せないのか。

小中教育総務課長

それは決済を受けてですので、すぐには出せるとは思います。

大田重男委員長

今、資料請求がありました。時間的にはそう難しくないということですね。

暫時休憩入ります。おおむね30分から再開します。

(休憩 11:21～11:31)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今、資料請求があって、資料を皆さんのお手元に配布してあります。質問者はページ数を言って質問してください。

竹原信一委員

今、特記仕様書をいただいて、21ページあるわけですけど、これを見ていきなり質問というのちょっと厳しいんですが、ちょっと読む時間をいただけないでしょうか、そしてから再度、質疑をさせていただけないと。

木下孝行委員

一時審査中止をして、一回出してもらって、ほかの課を入れましょうか。

大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 11:32～11:32)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この資料を読んでということなんですけど、時間的に問題あるし、この場を、審査を一時中止します。

(教育総務課、学校教育課退出)

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 11:33～11:35)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

日程表、財政課のほうを先に審査したいと思いますけど、これに異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

では、異議なしと認め、財政課のほうの審議に入ります。
(財政課入室)

大田重男委員長

次に、議案第57号中、財政課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

山下財政課長

議案第57号のうち、財政課の所管に属する事項についてご説明申し上げます。11ページをお開きください、歳出からご説明申し上げます。第2款総務費1項7目、財産管理費の補正額、3594万円は今回の補正による一般財源の剰余分と寄付金を財政調整基金に積み立てるものであり、この積立後の財政調整基金の現在高の見込み額は、14億6,400万円余りであります。以上で歳出終わり、次に歳入についてご説明申し上げます。10ページをご覧ください。第16款寄付金、1項1目、一般寄付金の補正額、11万3,000円は鹿児島県板ガラス商工協同組合北薩支部から同支部の解散に伴い、寄付を受けたものであり、財政調整基金に積み立てようとするものであります。次に第20款市債、1項15目、臨時財政対策債の補正額、3,820万円は今年度の借入可能額について、3億5,820万円で決定通知があったことから、当初予算計上額との差額を措置しようとするものであります。なお、今回の市債の補正による市債残高の補正額による平成27年度末の市債残高の見込み額は、97億5,291万7,000であります。以上で説明を終わりますが、質疑につきましては私、課長補佐、または係長からお答えいたします。

大田重男委員長

ただいま課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

対策債この補正なんですけど、何を基準にこの数字を決めるのか、不明確な気がするんですけどね、財政の時いつも私がおかしいのは、個別の、ほかの課ではなにをするため、かにをするというのがあるんですけども、財政の方は各課が集まってきたやつを、と考えるのかそれともだいたい自分のところで見込みとして考えるのか、どういうふうなやりかたをしているのか、非常に具体的に見えないんですが、そこら辺を簡単に説明していただけないでしょうか。

山下財政課長

予算編成のあり方についてのお尋ねかと思えます。歳入の見込みをまずたてます。各課からの予算要求が上がってまいります。当該、予算要求の根拠でありますとか、効果でありますとか、市民の優先度であるとか、負担の割合であるとか、そういったことを総合的に考慮しながら査定を行って行って予算を調整するという形で編成を行っております。以上でございます。

竹原信一委員

財政課は査定という、財政課で査定をするということでしょうか。

山下財政課長

財政課で予算の要求の取りまとめをいたしまして、各担当がその内容を確認をして先ほど申し上げましたような観点から支出をチェックして、予算の査定を行っていきます。そしてそれを財政課長のところで調整をして、さらに、副市長、市長に説明をして、最終的には査定を受けて予算案を決定するという仕組みになっております。

竹原信一委員

査定するにあたっては、たとえば契約の内容とかが理解できてなければいかんわけですね。発注する工事がこれぐらい、交流センターの場合だとすれば、これを補正として認めるか否か、というようなことも含めて契約の内容が合致してどうかと、そういうことも実際、財政課ではチェックしたりするのでしょうか。

山下財政課長

1つの例として、契約を出されたかと思いますが、補正たとえば予算編成等にあっては補正予算も含めてですけれども、当該事業の根拠がどうであるのか、従来のもをどのような観点から見直しをするのか、それが関係法令に照らして適正であるのか、規模がどうなのか、市の負担がどうなっていくのか、こういった観点から総合的に判断をして査定を行うと。当然その中には事業の中身も十分承知した上で査定をするというのは前提にならうかと思えます。

竹原信一委員

その作業をするにはですね、事業そのものを技術的に、あるいは市民の環境的にそういう理解しておかなきゃいけないし、そのような体勢というのは財政課にあるとは思えないんですけど、何人がかりでそれをやるんでしょうか、査定を。

山下財政課長

予算編成作業については、財政系の職員が4名おります。それから私を含めると5名になります。予算編成の実務的なことについては財政課でこのようなスタッフで対応してるところでございます。

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第57号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(財政課退室)

大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:44～11:46)

大田重男委員長

先ほど、昼から参考人と呼んで行うわけですが、その中で今、竹原信一委員が図面の資料請求いたしました。皆さんにお諮りいたします。それでよろしいですか、資料請求。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

異議なしということで、資料請求を行います。
では、休憩に入ります。

(休憩 11:44～11:46)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

午前中の委員会をこれにて一時中止します。昼はおおむね1時からお願いします。

(休憩 11:47～13:06)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。本日は参考人の川畑安則氏に御出席いただきました。本日はお忙しいところ、本委員会の審査のためご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。ここで、委員会の審査状況について、報告いたします。

本年第2回定例会において、総務文教委員会所管事務調査項目のひとつとして市民交流センター事業について調査をすることとし、現在継続して審査しております。

参考人招致決定後、川畑参考人には9日に設計図の閲覧もしていただきました。

今回、参考人からの意見等をうかがい、今後の審査の参考としたいため、本日も越しいただいたものです。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、市民交流センター建設について、参考人から意見がありましたらよろしくお願いいたします。

川畑安則参考人

今、委員長からご紹介いただきました川畑でございます。本日はまた皆さん大変忙しい中に私の出る機会をつくっていただきましてありがとうございます。

それでは、さっそくですが、委員長の御指示どおりですね、私なりに交流センターの計画が今進んでまいりまして、かなり具体的な形になっていますが、私はですね、先ほどご紹介に併せてですね、昨年ちょうど一年になります、9月24日にですね、阿久根市民として転居して、東京は60年くらいの東京の生活でございました。それがその間ですね、約20年前くらいから東京と阿久根をですね、ハーフ市民と僕は自分のことを言っているんですけど、6か月は阿久根に、あとの6か月は東京でという生活をやっていましたので、あんまり市民としての交流というのはもちろんございませんでしたけど、いろんなところで、いろんな形で阿久根のですね、市政については一応の始めて1年しかたっていないといってもですね、そういったことで、一応僕なりに皆さんのお世話になりながらですね、生活してきました。ある程度、市民の生活の状態とか、それから阿久根のですね、実態についてはこれちょっとだけ余談になるんですけど、中央省庁にいまして、特に建設行政の中でですね、戦後のいわゆる日本の新しい日本をつくるためのいろんなものがございまして、かなり情報をですね、私の専門の建築の設計以外に行政サイドからですね、日本全国のいわゆる戦後の、具体的に言いますと、まちづくりなどについてもかなりの情報を得てまして、非常に興味をもってですね、東京に住んでいましたけど、阿久根がですね、昭和27年市制を引かれましてから、ずっとですねいろんな形でときどき帰ってきたときもですね、阿久根の様子を聞いたり、見たりしてますので、全然、いきなり来たというわけではありませんので、その点をですね、私の発言の中に特に申し上げませんが、皆さんお聞きになる時にそういったやつなんだと承知でですね、ちょっとお聞きいただきたいと思います。

では、さっそくでございますけど、先ほど委員長からありましたように、先日9日の日にですね、完成しています実地設計図を中心に見させていただきました。それで僕は建築の専門ですので、こと建築に関しては自分では建築バカだなというようなことを自分でも言ってますけど、かなりの経験を得ています。ですから、東京のこともうつるんですが、現在、日本建築学会の終身正会員としていろんなものの情報を学会誌を通じて日本の建築のあり方とか、それからそういったことを勉強していますので、何かのことで、そのことも含めてですね、皆さんにお話をしたいと思います。

今回の、いわゆる交流センターにつきましてはですね、大変立派なものだと思うんです。簡単に情報を得ましたところを言いますと、その図面を見ましても細かくは具体的にあとでちょっと説明をいたしますけど、かなりですね、日本の国の中でもどうも当選したい作品と申しますか、プロポーザルの実績ということですが、かなりですね立派で、大変失礼な言い方なんですけど、僕は専門家として見ても阿久根の市民の実態、具体的には文化的な活動だとかその他を含めてですね、かなりレベルが違うと申しますか、その表現しにくいんですけど、なじみにくいと言ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、これはもし実現をですね、図面通りなされますと、非常に立派なものができるんだろうと思います。だけど、それは、市民の生活の今のレベルではですね、本当になじめるのかなというようなことを勝手に想像しておりますので、このへんがちょっと気になるところでございます。それで、聞きますと、この設計の募集の段階でですね、通常はあまりここでとられたような方法というのはですね、あまりとられていないんですね、一般の公募と言いますか、コンペとわれわれは言ってますけど、国内のコンペでやるとかですね、あるいはその地方行政の場合で、そ

の地域ですね、いわゆる専門の設計業者を指名してですね、やるというようなことで、比較的、地域に密着していますけど、この度はですね、僕は全国を対象にして、公募されたことについてはですね、非常に皆さんのですね、新しい感覚で阿久根をよくしようということのまちづくりを含めてですね、そういうことだというふうに理解しております。大変そのことで、皆さんの御苦勞が多いと思うんですけど、そのかわり御苦勞も多いけどですね、かなり皆さんの中に建築を専門にして勉強されてきた経験をお持ちの方がいないんですね、僕から見ると、非常に表現がよくないんですけど、いわゆる素人集団ですね、ほかの知識は素晴らしいものをもっていらっしゃると思うんですけど、やっぱり建築というのはその部分についてはですね、かなり専門的なものが必要です。建築は特に人間が生きていく中でですね、社会的にも考えましても、やっぱり衣食住という中の住というゾーンに入るわけですけど、これは非常に人間生きていく中で、いろんな社会性も含めてですね、非常に重要になってきます。特に今考えてみますと、人間の一生の中で80年生きようが、100年生きようがですね、その半分はいわゆる建築のそのいわゆる空間の中で時間を過ごす、これは寝てる時間も相当ありますけど、そういうことになりまして、非常にその、そういった建築とのかかわりというのは非常に大きいわけですね、ですからそこに対する知識というのはまさにその人の持っている生き方とか、格好良く言うと人生観みたいなものを含みましてですね、非常に重要な空間であるということをお僕は常日頃仕事をしながら感じてまいりました。私はかなり、皆さんのところにも配ってあると思いますので、かなり中央でもですね、非常に心に残るような仕事をいっぱい残ってる。僕のかかわった仕事というのはですね、迎賓館赤坂離宮をはじめ、国会議事堂分館だとか、それからあそこに、たぶん皆さん、総理官邸でございますが、現在の新しい官邸でなくて、昭和のはじめにつくった226事件等での現場になった古い方の官邸、今公邸というような形でそばに移設してありますけど、そういったものとかですね、かなりあれがあるんですね。幸いにして、今回ですね、皆さんからきょう招請いただきましたけど、図書館についても、日本一という国立国会図書館の新館についてはですね、これも手掛けていますんで、そういった点では知識を持っているというつもりでいます。ですから、僕自身はうぬぼれてはいませんが、かなり自分の業績の中からの経験はですね、きょうのお招きいただいたことにお答えできるのではないかと、そんな感じを持っていますので、そういう目で見ていただきたいというふうに思います。

そんなことで、一番私がですね、前段の中身に触れる前に考えていますのは、少しやっぱり僕が市民として、先ほど言いましたが、ハーフ市民としてずっと皆さんが計画なさって御苦勞されるときに、全然顔をのぞく機会もありませんでしたし、あんまりいい友達がいらないもんですから、話す機会もありませんでしたけど、やっぱり皆さんが御苦勞されているというか、専門家にですね、皆さんの席のそばに誰かがいるとか、あるいはそういう友達をお持ちだとかいうことでしたら、僕は役にたつかどうかは別としても、かなりお役に立つことはあったんじゃないかと今はちょっと自分も反省も含めて考えております。だから、もう少しですね、早く専門家を皆さんの中に入れていただいでですね、そういう会をつくると。住民の人たちに対するですね、そういう働きかけみたいなものは、僕自身もハーフ市民として感じますのに、あまり情報が流れてこないというのは、皆さんもお忙しかったこともあると思うんですが、非常に残念に思うし、僕自身ももう少しそういう気持ちがあるんだったら、ときどき言えばいったんですが、僕がこの計画を、交流センターの計画を知りましたのは、ここに去年うつってきたときにですね、ここに転居の手続きをしてきたとき、市庁舎のホールに模型がありまして、ちょっと書いてあってですね、それを見まして、非常に興味を持って、あ、こんな立派なもんつくるんだなというのはスタートでして、まだ1年しかたっていないんですけど、そんなことも、まあこれはちょっと余談的なことでございますが、そういったことで、住民のですね、今回の計画を中に住民の方のいろんなところでですね、何人かの人たちが委員みたいな形でワークグループに入っているようなんですけど、所詮は僕から見ると素人ですからですね、経過がどういう形でその実施設計に段階でも活かされている

のかということについては、非常に疑問を持っております。ですから、これは設計図についての感想も含めてちょっと話てるんですが、ナスカの設計というのはですね、東京でもあまりあのものがですね、東京でつくられても非常に変わっています。あれは、ナスカには非常に悪いんですけど、建築屋でですね、ああいうものを僕自身がもしナスカの事務所にしたとしてもああいうことは夢に見てですね、いつかやってみたいというようなもののような気がするんです。だけどそれは本当に市民のレベルとか、市民の生活にマッチしたものであるかどうかということについてはいささか疑問持ってるもんですから、そこは一番気になるところなんです。ですから、このへんはですね、どうするかということと、それから一番大事なことは当然つくりたいものは立派であればあるほどよろしいんですけど、皆さんの財政上の、阿久根市の財政上の問題というのも含めて考えるとですね、ちょっと、言葉は非常に失礼ですけど、やりすぎじゃないかなという感じはするんです。もう少し、こじんまりとやるし、それから計画もですね、今回の、現在の市民会館のところでもですね、いろんなことを考えると、むしろ赤瀬川のあるところ、あの辺がですね、もうひとつの候補として考えられますし、体育館との対応も含めて、いわゆる将来の都市計画的に見てもですね、もう少しあそこを活かして、それからお金を大きくかけなくてもですね、そういうことができるんじゃないかと考えております。これは少し実践的な専門的な立場で話をしていきますので、ちょっとそこにはいってるんですが、図書館とですね、図面見ながら結構ですけど、図書館と交流センターがですね、非常に近くなっています。これは皆さんの計画の中で図書館を、図書館が今非常に言葉は悪いですけど、少し阿久根市にとっても少しかつたらいとか物足りないような感じで、なってますね、これもちょっと気になってるところで、早く図書館については重要な市民文化的な活動の中の一角を占めるわけですから、早く何とかしてほしいなあと、僕自身も今までも考えてきたことがございますけど、建築的に申し上げますとですね、ナスカがどのような建築が基本的なことをふまえて、こういうものの合体したような形で、皆さんの計画の中に図書館が入るのは構わないと思えますけど、こういうようにして一体化する中で、ナスカが設計要旨みたいなことを述べているのを見るとですね、ちょっと僕は納得できないんですね。というのは、建築学からいきますとね、図書館が持ってる機能と、ホールの持ってる機能とはですね、全然、相反するものだという、具体的に言葉で言いますと、図書館の静的空間といいますかね、静かな空間を要求するものと、僕も図書館の計画に、国立国会図書館でも担当しましてかなりやっていますが、あそこはむしろ新しい新館のほうが僕は担当せずに旧館の方はマエカワクニオ建築設計事務所と日本でも有名な先生は亡くなりましたが、有名な設計家です。その人の作品なんですけど、僕が担当したのは、蔵書があのに収まらなくなってですね、蔵書の収納する部分をですね、新しく新館として隣に増築といいますか、これは地下ですね、30メートルくらいの、日本でも、世界でもあまり地下を30メートルも掘り下げてやる図書館というのは非常に機能上問題がありまして、ないんですね、ですから非常に特殊なんです。なぜそういうことをしたかのかといいますと、上に建てる国会の議事場より高くなるということで、議事場の権威を、立法府をないがしろにするという目で見られたら困るという議員の先生方の要求でね、地下に埋設するということになりました。これはしかし非常に問題があります、大変な蔵書がありますね、ここは僕も行きまして、何回も、閲覧させていただいて、本を読みに行ったことが何回もありましたけれど、そういうことで、そこはですね、今回の阿久根の交流センターの合体されている図書館はですね、設計者のナスカの設計様式の中にもそのことにも触れてないし、むしろ、騒音でもなんでも図書館は構わないんだとむしろそれをうまく利用すればいいんじゃないかということですけど、本を読む人間の行為とですね、ホールの中で音楽会を開いたりあるいはお芝居をしたり、いろんなことをするのはですね、これは動的なといいますかね、動く、音がしたり大きな音がしたり、たとえば太鼓を叩いたり、音楽でも相当スピーカーを入れてですね、大きな音で音楽を聞かせると、全然相反する機能のものなんです。しかも、プランを見てわかりますように大ホールのところの後ろ側の方に

ちっちゃな交流のあれがあります、同じような形で、その中にもポーチ的な交流室もあってありますけれども、間に挟まれたところがTの字型になってフロアがございまして、そこはですね、大ホールのホールだとか、交流との間に広々としたゆったりとした空間があるんですが、ここは多目的にされて、いわゆる図書館側が混んだときに、ここにでも本を読ませるんだということで、こっちの方はたまたまそういうことがあるかどうか別で、そういうことは想定できるわけですね。ホールで音をどんどん出しながら、もちろんその辺の防音的なことはとかは想定しますけども、かなりクローズされた空間となりまして、音の中で本を読めとってるんですが、読む人はあまりいないんじゃないかという気がします。それと、市民の人たちはですね、今の現状の図書館は非常に図書館としての機能も持ってますし、市民の人はかえていないのかもしれませんが、新しいのができると非常に本を読む人が出てくるかもしれませんが、しかし、我々がですね、小さいころから育ってきたあれとか、戦後のあれをみましても、全然違ってですね、子供たちなんかも子供たちも主として読書にふけるということは家の中でもなくてですね、ゲームをやるとかテレビを見るとかということですね。図書館に行って本を読むんだから、というそういう感じはあまり生活の中で定着してないんですね、こういう立派なものを作られてもですね、しばらくはそういう方向付けをするのも大変な時間とあれがかかるんじゃないかというふうに考えてます。ですからその辺もですね、非常に気になる場所なんです。お聞きするところによりますと、コンペをする前に交付する前にですね条件として、これは一番どんなこういった建物でもですね、いわゆる総工事費と提示して、それに見合ったものだけのものを作るというのは原則なわけですね。ですから好き放題に設計されてプロポーザルというのはいわゆる提案するという、日本語に直すと用語になるわけですけど、その設計者がもってるのを全部出してしまうと、どうしても先ほど一番はじめに言いましたとおり、増額になるケースになるわけですね。建築屋さんというのはですね、自分がつくったものを役に立たせるかどうかというのは（聴取不能）私たちはそのこうあるべきだということで作るんだからということでかなり発注者といいますか、お施主さんに対して非常に無理なことをいって、だいたい俺の設計したものを俺の設計どおりに使わないからあまりいいものだと思わないのではないかと活用できてないんじゃないかということというケースがですね、僕は自分で役所の設計をやっていましたけど、民間の設計事務所でもですね、もう若いときはずいぶん通いまして、いろいろ勉強、民間風の設計とはなんだということを経験しましたけれども、そういうところがあるんですね。非常に、たとえば住宅なんか皆さんも考えてらっしゃると思いますけど、特にそういうことがあって建築の設計屋さんにはもう頼まないよという人が結構出てきましたけど、一番初めはそういう設計に対するその基本的な建築家、設計者のあれっていうのがあんまりなかったんですね。ですからそういう感覚はですね、いまだにやっぱり設計事務所、中小の設計事務所、ナスカだったらまだ大きな事務所（聴取不能）、非常に小さい事務所ですから、そういうところは夢を果たす機会というのがなかなかそこを経営してるチーフもないんですね。ですからなんか機会があったら夢を見ようというところがありますから、そういう点についてもやっぱり注意してみる必要があるんじゃないか。またそういう目で見るとですね、先ほど言いましたように、阿久根市の市民の文化的なレベル、生活のレベル、阿久根市があります経済的問題とか、様々な問題ですね、これは今回の設計もですね、いわゆるそういう都市計画的な基本計画の図書を見させていただきましてけれども、あの図書の作成の基準になって、夢が描かれているわけですけども、たとえばその旧港のところのちょっと出っ張ってるところですね。戸柱公園は近くに行くような岬のあの辺にですね、遊歩道にみたいなのを作ってあの辺を開発したらどうかというのは画が出たりなんかしたのを見ましたけれども、僕からするとそれは非常に現実離れしてですね、あまり現状の阿久根市の市内の状態、それから、現在の経済性の活動、生産性の活動等見ましても、まだですね、どんどんという表現じゃないんですが、人口も減っていくし、それから若い人たちが阿久根に定着しないということがですね、非常に疲弊することになります。もう何年も前ですが、そうですね、10年

くらい前ですけども、あの時代まだ国土交通省になる前、建設省の九州地方建設局が出しました九州のですね各地方行政の管轄にある市町村あるいは田舎のそういったどういふことだろうかということで、あの時に14、5年前になりますかね、だいたい100くらいの集落が30年のうちには消えるぞというようないわゆるその最近人口問題が問題になるので、そういうことなども言われてまして、それと合わせて今見ますと、阿久根は非常に皆さん業者をなさってる皆さん、それから業者を支えている議会の皆さん頑張ってるのもわかりますけれども、あまり変動しない、むしろどんどんそういうマイナス方向に動いてるといふのは間違いないと思います。これをどう立て直していくかということで、描かれたまちづくりの基本計画の画だと思んですが、その辺も含めて私は今回あれをみています。ですから今の現状に比べますと今回の計画はかなりお金もだいぶかかるようになりますけど、すぐそれがひっぱり役になって牽引者になってですね、阿久根の都市計画とか阿久根の人たちの生活にですね、そのあれをもたらせてくるとしたらいささかですね、皆さんには失礼なんですけど、非常に大変じゃないかなというような気がいたしております。その辺の分析とかですね、将来の見通しを考えて、ナスカが言ってるようにここを中心にし、また教育委員長がおっしゃってるような日本の一番先端的なまちづくりのひとつのシンボルとしてみんなが注目してくれるんじゃないかということ、それは気持ちはわかります、理想としてそういうことを願ってこれに取り組みたいと思うんですが、現実はなかなか厳しいということですね、ひとつお考えいただきたいと思います。だいたいいろんなことを取り混ぜてお話しして、皆さんのお時間もあると思いますが、この辺で一応打ち切りたいと思いますが、一番やっぱりですね、見まして非常に高度といいますか、お金のかかる設計になってます。それで、建築技術的なことを皆さんに説明してもピンと来られないから省きますけど、かなり阿久根市の持っています、最近は特に僕なんかのこまなか育った時期と比べて台風、いわゆる地球のいわゆるその環境といいますか、これが非常に変わって変わってまいりまして、台風が来る率は少なくなりましたけど、しかし、僕は海辺にですね、海洋センターの前にB&Gの前に小さな小屋を建てて海を眺めながら生活させていただいてますけれども、非常にその辺のですねあれが変わってきている、気象条件も変わってきている。ですからこの交流センター等についてはですね、写真を今、皆さんの手元にありますが、ホールのところの長官的な写真がですね、(聴取不能)非常にですねガラスをですね多く、中の仕切りはもちろん鉄筋コンクリートでできているんですけど、周辺の導線に使われている部分については大きなということです。(図面を)開いていただきましたけれども、ここは別に左のところかね、ここは特に一番大きい、だいたい普通のビルのこの庁舎なんかをしますと、2回分のもうちょっと高いような一枚のガラスで(聴取不能)吊るす方法もあるんです。吊るす、サスペンス工法といって、だいたい東京なんかでも大きなビルディングで2階の吹き抜けを作ったりするとそうゆうような大きなものを使っているものもありますが、阿久根の台風が多いようなところですね、風圧に対してこれを鉄筋コンクリートの壁に相当するガラスを強度的に使うなんていうのは、あるいはもう一つはですね、これもちょっと(聴取不能)いきたいんですけど、もしこれを実現しましたら大変窓ガラスを拭くとかですね、もうそういう防災的なことをだけではなく、日常の維持管理についても大変なやっぱりお金がかかるしですね、想像しただけでもぞっとするくらい年間の維持管理がかかるんじゃないかというように思うんです。ですから、その辺をですね、僕は先ほどいいましたように、ちょっと阿久根の市民の皆さんの現状を考えると、レベルが少し高すぎちゃって、それは悪いことではないんですけど、ちょっと使いこなせなくてなんとなく落ち着かなくてですね、中を使うと思っており、そういうこともあるんじゃないかと、僕自身が建築の仕事でですね飯を食って今まで85になるまで生きてきてますけど、あまりみたことないような設計になってるんですけどね、ですから、それはつくれば非常におもしろいだろうと思いますけど、まあしかし阿久根に住んでるとですね、僕は東京でつくづく感じましたけど、自然がいっぱいで、その自然の良さを十分活かしてないんですね、まず、その辺から阿久根の市民の人たちではで

すね、考えて、もう少したっっていわゆるまちづくりが進んできたらですね、こういったものが必要になってくると思うんですが、今の段階はもう少し夢を抱いてですね、もう少し現実的な自分の働き場所だとか、そういったことを含めてですね、それからあり方も含めて考えていったほうがいいんじゃないかなというのは僕の考え方です。ですからそれとこの図書館のところはですね、設計図を見ますと木造になってるんです。あとのほうの大ホールのほうはですね、鉄筋コンクリート並びに鉄骨造ですけど、画を見ますとわかりますように、非常に無駄な空間っていいですかね、多いんですね。屋根のところの位置からですね、天井の形をつくって、天井のカーブとかですね、二重になったような格好になりまして、これは専門的な立場でいいますと、大きなその天井を吊るしてるボルトは上の鉄骨からかけられておりまして、それからぶら下がってるわけですが、いつか皆さんも感じられと思うんですが、これは土木工事のトンネルで天井が落っかったということで、大変な、いっぺんに9人も10人も死ぬような事故を起こしましたが、あれなんかもですね、ちょっと建築物の構造ではないですけど、ああいう大きな空間をつくる時に、こう上の部分から吊り下げるとですね、地震の時なんか、非常に怖いですしね、それから空調なんかの場合にはその、温かい空気は皆さんわかりますように、暖房しているからわかるけど、上のほうに上がって来る。冷房時の冷たい空気は下に下がり、相反するものがありますけど、それにしても大変な空間になってるわけですね、天井も高いですから、先ほどちょっと写真で見ていただきましたように、天井まではまたさらに8mくらいのガラスの上のところ、こう上がっているところはですね、大変な高さになりますからですね、そういったものを考えると非常に面白いというか、夢はあるんですけどね、僕はねどうかなというか、お金もかかりますことを実施設計図を見まして感じました。それから特に図書館のところもですね、周辺の閲覧室の外側、やっぱり大きなガラスが使われております。3mくらいですね、こうちょっとこの図面ではわかりませんが、フレームはどういう形であるのか、それからワーキングの中でですね、やっぱり阿久根は四季、いわゆる葉境期についてはですね、秋とか春先の葉境期については自然光を利用したいというんですが、それと実際のガラスを入れた時のですね、そのようなとりあいはディテールのにもですね、非常に詳細については僕は長い間そういった仕事をやってきてますが、非常に難しい、特に台風なんか来ますと風圧を受けるとですね、フレームがついているようなものじゃないとですね、受けきれなくなるんですね、今回のように瞬間風速60mくらいになりますと、ほとんど車が飛んでいくような風が吹くわけで、そういうのにこの大きなガラスを使ったらね、みんな吹っ飛ばんじやうんじゃないかなと思ったりしてるんです。これディテールがあまり読み切れにくいくらいにディテール化されて、図面化されていませんから、じゃあどうしてそんなものをつくるのって、そんなものっていうのは実際にそのつくるのって（聴取不能）、今度は請負に出した時に、請負業者はですね、設計者が作った設計図を基にしてですね、施工図というのを書くんですね、施工図というのを、それが実際につくる形になりますと、実物を原寸で描いたり、大きく延ばして2分の1にしたりして描いてですね、はじめて、あ、そういうようなとりあいになるのかなというようなことは（聴取不能）になってます。これではですね、ほとんどの人が、僕らがみてもどうしてそんななのか、それから図面ではありますように、木造のところのフレームでですね、上の天井とか屋根を支えるのは下はですね全然違ったものがつくられているんですね、構造的なもの、この木造で、その上に屋根がこうかかっているというような形でですね、通常我々は見たり聞いたり、自分の家から考えるような建物になっていないんですよ。だから構造的には当然台風に対する処置だとか、そういったものをなされていると思うんです。具体的に言いますと筋違だとかそのいろんなブレスが入ってるわけなんですけど、その構造に対してですね、台風なんか水平なんですけど、地震なんかについてもですね、かなり今頃、阿久根も10何年前の地震がですね、私も初めて見まして、市場なんかがですね非常に特に弱いんですね、新港の市場もそうですし、そこの旧港の市場もそうですけど、非常に壁のないですね、柱だけでもっているというのは、地震があると建物の上に乗っかっている重たい屋根があつたりしますとね、非常

に地震というのは一番強いところに力が加わりますから、ああいうようにピロティと言うんですけど、全然壁のない建物はですね、僕らなんかは簡単にピロテってなんて言うことを言うんですけど、ピロティのことなんですけど、壁のない柱だけで支えていて、その壁があると邪魔になりますから、市場なんかですね、そういう構造になってます。かなりあそこは柱がこう座屈と言いますけど、こう膨らんできて鉄筋が見えたりですねしまして、痛みが見える、特に新港のほうなんかひどかった。それをまた補修をするのもですね、もういいかげんでですね、あんな補修したって意味がない。柱を固めれば固めるほど地震がきたときはそこに力が入ってもっと大きな破断が生じるんですよ、この力学的にもみても全然そういう専門の知識がないものがやって、僕はたまたま新港の時のあのあとを見に行くと、県がですね、あそのあとの復興をやるためにやりましたけれど、もう全然なっていないような施行をやっているとか、まあ県の技術者についても、僕は鹿児島県というのは桜島があって噴火には対応していますけど、大きな地震がないもんですからね、少しにぶいところがあったりしますが、ここは皆さんご承知のとおり、出水活断層体っていうのがありまして、10年前の動きについてもそこがやっぱり影響してるんです。僕も85になりますけど、あんな大きな地震が阿久根を襲ったのは初めてですよ、僕の年齢からすると5~60年、もっと先からですから100年先にあったのかどうかわかりませんが、でもいつなるかどうかわかりません。特に最近はまだ地震についてはですね、皆地震がないとか、そういうことみたいですからね、その点も考え方をやっぱり技術者も変えないといけません。それでやっぱり東京に住んでる人は東京に住んでる人の感覚、これは僕は東京に住んでいましたから半分は東京人でしたけど、どちらか選ぶともう全体的にも東京的な感覚が残ってるんですけど、やっぱり阿久根は全然違います。やっぱりだから阿久根に住んで、阿久根のもってる建築士をですね、やっぱり大事にしてそういった人たちを育てていただきたいと僕は思うんです。僕はもっと若ければですね、もう少し腰据えてやるんですけど、あとはご老体でわかりませんから、そういうことをお願いしときたいと思うんですけどね、そんなことを考えました。ですからまとめみたいなことなんですけど、この計画通りにやりますと、むしろ一番やっぱり市民の皆さんがなじめないんじゃないかということがですね、この目的とするそのことに皆さんがお考えになってる阿久根市のためにこういうものをつくって活用してその中でそういった人たちも育てていくといいますか、なかなかしかしやってる生活をですね急に2~3年とか5~6年とかそういった単位でですね、直していくというのは難しいんで、たとえば今後図書館をつくるについても、本を読みに来てくれる、本を借りに来てくれるのかということを含めてもう少し実態をですね、よく考察していただいて、このことについてもう一回ですね、見直しするんならですね、特に僕は都市計画的な考え方をすると、向こうの赤瀬川の体育館のあるあのゾーンをですね、やっぱりもう少し活用してそこにつくることも結構だと思いますが、両方あわせてですね、同じような機能ですからね、向こうは体育館になりますけど、そのことも含めて計画をですね、もう少し考え直すということも必要じゃないかと思えます。ですから、今このままやるとすればですね、先ほどいいましたようにここにいる人たちは非常に専門の維持管理についてもですね、舞台装置なんかだったり、空調関係も今まで阿久根にないような高度な空調をやるということになると、そこに雇ってくれる人たちとか、これはおそらく急に人を入れてもですね、それに対応できる技術者はいませんから、おそらくそういうメンテナンスをやる会社にですね、委託するということになると思います。そういったことも含めてですね、つくってからのそういった維持管理を含めてやるということ、それからもうひとつ最後にですね、保全ということについてちょっとお話をしておきたいと思うんですが、阿久根はですね、非常に、まあ具体的に言いますと、今の市民会館はですね、つい2~3日前に私見に行きました。もうですからね、この計画と合わせて壊すことになっていきますけど、僕だったらあれはすぐにクローズしてですね、地震でもきたらいつぱい中で催し物でもやったらえらいことになると思います。ですから、それくらい痛んでる、というのは約50年間ほとんど手を入れないでですね、雨漏りはするわ、それからあ

そこは川が近いもんですから、ちょっと水位が非常に高いんですね、目に見えませんが土の中にある常水面って言うてますけど、非常に高くてですね、その湿気があがってくる。水がごうごう流れなくても、湿気が上がってきたものがホールの床下のフローリングをばーっと、雨が降ると長く、長雨があるとこんな盛り上がりきちゃってどうにもならないくらいで、それを押さえつけたりなんかして、現在は使っているみたいですけど、聞きましたらほとんど保全をやっていないそうです。保全というのは、その痛みのところを直しながら使う。建築というのはですね、この皆さんもこういう公的なもの以外に自分の家もそうですけど、面倒見てですね、雨漏りしたり、壁になんか亀裂が入ったりしたらですね、すぐ手を入れないと、今やると2~300万で済むものですね、もう5年、10年置いておくそうですね、もう使い物にならないくらいになっちゃって、もう建て替えないといけないというですね、とても修繕では追いつかないと、そういうのが建物なんですよ。僕は迎賓館をやるときにですね、村野藤吾先生という文化勲章をいただいた素晴らしい日本の最長老の僕がその関係したときは、僕が40になったとき先生はもう83でしたけど、もう本当に素晴らしい先生でしたけど、その先生がですね、「川畑さんこういうことを考えておかないと、だいたい建築というのはね、つくった次の日からもう痛みが始まるんだからそのことを頭において金をかけて面倒見ていかないともう2~30年もたつと全然使い物にならなくなるよ」ということをですね、迎賓館の時にも言われまして、それで先生はほとんど民間の建築で文化勲章を受けた人ですね、役所は初めてですね、役所を相手にするのは初めてだった。特にそのことを強く私はですね、私なんかはもうこの皆さんのあれをやりましたけれども、もうこれが終わるとここにはいるのも許可をとって入らないといけないくらいうるさくなるからということで、特にその時はですね、まだ重要文化財にもなっていませんでしたけど、4~5年前に、平成21年に国宝にですね、これは維新後、近代国家になってからできた近代建築と我々は言うてますけど、その中で第1号の国宝に指定されてですね、これは皇室財産で大正天皇の東宮御所として計画されてつくったものなんですけど、完成したのは明治のおわりだったもんですから、結局すぐ大正天皇はですね、そこにお住まいにならないで皇居に移って即位されました。大正15年のおわりにはいったけど、その間にですね、昭和天皇はお住まいになって、大正12年の関東大震災のときはですね、ご成婚をちょっと控えて、昭和天皇だけはあそこにお住まいになっていたらしんですけど、私が100年祭のときに、NHKからですね、取材を依頼されて、ちょうど僕は昭和天皇はですね、(聴取不能)なさいました。完成して1週間くらいになって、(聴取不能)皇后様と(聴取不能)してたんですけど、そこにお住まいになって、新婚時代をそこでお住まいになってますけど、大変陛下にとってもですね思い出深い(聴取不能)だったと思うんですけど。たまたま僕はその責任者だったもんですからですね、御先導役を宮内庁から仰せつかって、陛下のところをずっとついて、前にいってですね、非常に新婚時代を思い出されたのかどうかわかりませんが、大変なつかしそうにごらんになってました。そういうことも余談ですが、そんなところですね、一応なんかべらべらとしゃべってしまいましたけど、何かありましたらこれからですね、委員長のお指示にしたがってみたいと思いますけど、僕のほうはそれくらい、あとは賢明な議員の皆さん方に私の話したことも含めて聞いていただいて、今後どうするかということを含めてですね、それで、一番聞きましたのは総工費25億というのはいかたりのですね、僕からしますとかなりのものができる。あれ、そのまま活かしますと、ですけど、今のののはやっぱり、そうですね、30数億でもできるかどうかわかりませんが、ただ、そのメンテナンスとかそういうのは強度も当然設計事務所では強度計算もやっていると思いますけど、だいたい自然のあれに対してはなかなか建築でも想定できないようなその風圧とか地震とか受けますけどですね、建築というのはだいたい強度計算してもですね2~3倍の安全率というのをかけてありますから、全部がいかれるとは限りません。それから皆さんが一番御存じだと思うんですけど、气象台で発表しているもののじゃなくて、その建造物が建っているところの気象条件というのは非常に変わるわけですね、ですから後ろに山があったり、いろんな障害物があ

ったりするとあたりにくかったり、そういうのがなかったら当たりが強くなるとかですね。

[竹原信一委員「質問のほうに移らせていただきたいんですけれども」]

そういうことで、はい。じゃあ長くなりましたけれども、また次の予定もあるでしょうから、一応終わらせていただきます。委員長よろしいでしょうか。

大田重男委員長

川畑さんの御意見ありがとうございました。それでは、ただいま意見をいただきました内容について参考人に対する質疑に入りますが、ここで参考人にお知らせいたします。参考人は委員からの質疑にお答えいただきますが、参考人から委員に質疑はできませんので、あらかじめご了承ください。

では、各委員から質疑ありましたらお願いします。

竹原信一委員

ここは、当初計画が25億円で発注したはずなのに、38億程度に設計業者がつくってしまいました。こういったことというのは普通にあることなんでしょうか。

川畑安則参考人

あまりあることではありませんね。だいたい、プロポーサル方式でなければですね、本来の形というのは、発注サイドがですね、条件を特に個人についてこれが限度ですということを言ってですね、その中でやるとこういう形になりますというのが一般的な設計公募のやり方なですね。ですから、25億と提示して37～8億になるというのは1.5倍くらいの予算超過ということになるわけですよ。それはありえない。むしろ勝手に設計者が夢にのっかってだんだんやっていくうちにそういう金になってしまったということで、これは要求どおりの設計があがってきたとは端的に言って言えません。

竹原信一委員

それから、再度補正、お金を追加して、これを安く、38億を28億くらい、10億近くも安く設計をし直すように要求しようとしているわけですよ、そうした場合に、この1億円をかけた今までの設計のこの形というのは参考になるようなものなんでしょうか。それとも根本的な変更、白紙撤回、ゼロからスタートに近いものなんでしょうか。

[木下孝行委員「誤解のないように額が違いますから、今37億は委託料とかそこまで含んだやつですから、31億ですから、そこは誤解のないように。最初の総額は25億で、それは間違いありません。建設費ですから、それと同じ額は31億何千万ですから、そこは勘違いしないでください。」]

川畑安則参考人

25億が31億、どのような条件、31億というのは計画額が変わりましたよ。

[「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり]

大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 13:55～13:57)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

川畑安則参考人

今のお話は僕が設計者の立場でしたらですね、どういったらいいんでしょうかね。なかなか簡単にですね、今のですね、設計を幾らくらい減らしてくれと言われてもですね、ちょっと建築というのは、そんなに簡単にやるんじゃないで、全体的な基本的なものを考え方変えないとですね、30億そこそこのものが、変えてですね、今をほとんど変えないでということとはもうできませんから、変えるとなると、構造自体、それから空間自体の設計をですね、

お金に見合ったようにやるためには、全部キャンセルしちゃってですね、捨ててしまって、それで設計やり直しということになるんじゃないですか。

そうしないと、それに相当するものはできません。あそここ止めて、具体的に言いますとガラスを止めたり、天井を低くするというのは、そういう簡単な、というの、設計というのですね、構造計算もいるし、そのいろんなファクターがですね、のっかっていますから、私たちが画で見るようなものを、ここを削ればいかとかというような形にならないですね。もっと安くするためにですね、カーブのある屋根を止めてもっと直線でやるとかですね、そういうことを全部見直していかないといけないですから、そうすると平面計画の平面そのものはあまり変わらなくても、デザイン上ですね、形とかそういうのからいきますと、もうやり直さない、やり直した方がずっと手間がかからなくなります。ところどころを直したりするというの、そういったものは全体の調和といいますか、あれが、組合せていいですか、そういったものが皆違ってくるわけですから、もうやり直しですね設計、今までのやつは全部捨てたって設計しなおしということですね。ということですね。そう簡単にはちょこちょこ削ってしまってですね、これでいいよということにはなりません。

竹原信一委員

このナスカという設計者がつくった図面を見ていただいてですね、実際、客の立場からどのような印象を受けられたのでしょうか。実際に良心的にやってくれてるという感じでしょうか、それともお金のほうに進んでいるなという。

川畑安則参考人

すいませんもう一回

竹原信一委員

私などはその例えばですね、トイレの解体、図面まであったりするんで、こういうことまで指定設計業者は儲けようとしたのかなという印象を私は受けるんです。川畑さんはどんなふう感じられたのでしょうか。

川畑安則参考人

今の質問にお答えします。僕は役所でしたから、そういったところにあまり金をかけないよにとということだったのか、基準がそうだったのか知りませんが、僕は技術者とみますと壊すものにですね、あんな丁寧な図面をつくるということはほとんどしません。

解体屋さんにはですね、間取りは必要ですね、それから建物の構造を知るためにも木造かどうかということ、高さがどれくらいあるのかということ、もう壊す機械だとかですね、それから仕事量というのは出てきますから、今回の確かに私がみました図面では特に市民会館のはですね、非常に詳細になっています。私が見に行った時にですね、雨漏りがあっちこっちにするもんですから、ここどこから上に上がっていかうかなと思うくらい上がるところがないもんですから、困ったなと思って、上がるんだったらはしごでも何でもタラップでも上がってみようかなと思ったんですが、そんな感じですね。

竹原信一委員

全体がこの建物は図書館も含めて、ガラスで覆われている、側面がですね、中には高さが8 mもあるガラスが使われております。こういったものというの、価格的には、単価的には、壁にするのとどれくらい違うというふうにお考えでしょうか。それと暖房の件もありますけど、そのコストというか、どれくらい（聴取不能）感じでおられます。

川畑安則参考人

コストについてはですね、ちょっと私もすぐは、それから8 mの、おそらく幅は1 m 80 cm、昔風にいうと6尺だと思んですが、だいたい日本の建築というの、尺というのをですね、スタートにしているものから、サブロクというような言い方をしますけれど、いわゆる、それから考えましてもそれに代わるものということになりますと、お金的にも対比できないですけど、高くなるのは当然だと思います。たとえばコンクリートでつくるのと、ガラスのそういった特殊な複層ガラスといって二重になっています。なぜ二重にするかといっ

たら強度的なものもありますけど、いわゆるエアコンのためにですね、ヒートロスを避けるために、外側と内側にガラスがはまって、真ん中は空気層になってるんですね、皆さんご存知だと思いますが、空気っていうのは熱伝導が非常に、熱伝導に対して遮へいの能力がある。襦袢が伝わらないという性質を持っているわけです。ですからそういったわけで、金額的には平米あたりの単価に直すと、断然ガラスのほうが高くなります。それと先ほどいいましたように台風に対する強度の問題、それからメンテナンスの拭き掃除なんかの問題にしますと断然、維持管理も含めてですね、高いものになります。私の経験からしてですね、今のような場合には、私は絶対に自分の夢をですね、そういうことで果たすのではなくて、やっぱりそのものの機能をですね大事にします。だから僕に言わせると、言葉はよくはないんですが、設計事務所のその遊びだと、言葉はよくないんですけど、遊びだと思いますよ。誰かがいつかやってみたいと、僕も先ほどいいましたように、夢みtain変な夢だなどと思いますけど、そういうのを誰もやらないようなことをやってですね、ひとつはね、なぜガラスにするかという、外の景色といいますか、外の環境をいつでも中に取り込んでいく。僕が建築のいわゆる日本の建築の基本なんですね。今の建築というのは障子を開けたらすぐ外の空気が入ってきたりするというので、外気の条件と室内をですね、同一にするというのは建築の基準なんですよ、それは何からきてるかという、日本は高温多湿ですね、湿気が多いということもありまして、その湿気を早くぬかすためにも通風を図るというようなのが一番ですから、もう皆さんも自分の家を住みながらそうだと思うんですけど、そういうことから含めてですね、非常にそれをカバーするためにエアコンは全館やらないといけないとかですね、そういうことも出てくるわけです。日照条件もですね、そのガラスにしますと、日照が非常にストレートにその気温を高めてくるというか、ヒートロスといいますかね、その暖房時による（聴取不能）になるしですね、夏には冷房やりますと、非常に大変なお金が管理にもかかってくるですね、それはこういうのはですね、細切れに空調ゾーンを設定することができないわけですね、あるゾーンを含めてありますから、無駄が多いと、ここだけあればいいのにといいけど、そうはいかないんですね、そういうものなんです。空調システムというのは、ですから非常に高くなります。そんなところでしょいか。

渡辺久治委員

先ほど、これはかなりグレードが高いというふうに言われたんですけども、今のこの設計の中では座席数を650なんですけれども、かなりグレードを落として、座席を阿久根市民ンの中では1,000席くらいの座席がほしいという人もかなりいるんですよ。1,000席ですね、座席の、座席の数が1,000席ほど欲しい[「席数を1,000を希望している人がいるということです」と発言する者あり]席数が今650なんですけど、簡単に言うとグレードが高い部分で650なんですけど、たとえば1,000席ほしいという方もかなりいらっしゃるんですよ、そうした場合、かなりグレードを落として、1,000席にした場合、25億くらいでできるものかなという素朴な疑問があるんですけど、いかがでしょうか。

川畑安則参考人

席数によってですね、エリア面積ですね、これは座席数によって決まってくるから、ふえてきますからね、それは工事費も高くなりますよね。だから今の設計よりか入れる箱のところの部分ですね、スパンが大きくなりますから、面積はふえてきます。相当650名とですね、1,000名では全然規模が、ホールの規模がですね大きくなりますから相当な増額になってきます。増額方向の変更ということになりますね。今のそれが出てきたのに対してお答えしますと、その辺が一番ですね、交流センターをつくるときに、そこで市民の人たちが何をやるのかということ望んでいらっしゃるのかということは、問題でですね、僕に言わせると、先ほどもちょっと、その非常に人口減によってですねどんどん人口が減っていく中で増員をするということはむしろ限度をできるだけ決めておいてですね、それで運営したほうがベターじゃないかなという感じが僕自身は個人的にはします。それが本当にいいの

かどうかは別ですけど、1,000名ですね、こういったホールをつくるとういうのは、阿久根市の人口規模それから現状から見まして、ちょっと多すぎると思います。僕は600名も多いですしね、中にはワーキンググループではですねもっと少ないという人もいますですよ、300くらいでもいいんじゃないかというような人も意見の中にはあったですよ、ですから反対の、それは考える人ですけど、僕は実態はやっぱり阿久根市民がですね人口がどれくらいの動態になるのかというのを今度今の計画に含めて阿久根市としての考え方を推計をですね、どうするかということにかかっているんです。このホールをつくる規模だとか、そういうのはまったく図書館の中の図書総数を含めてですね、図書館も同じことで蔵書を何万冊、何百万冊するのかということと考えてですね、計画しないとそれは今やらなくても増築のエリアをもっと増築するとどこを増築するのかということも含めてですね、計画をしないといけないと思います。それはやっぱり基本設計の段階の一番重要なことです。というのは住宅なんかですね、子供を育てるときには大きな家にはふつうは（聴取不能）になったら技術もあったら30坪だったり、40坪だったり、子供たちを育てるためにそれだけの空間があるっていうことで今家をつくらないといけないですから、僕は住宅設計もですね、若いころはもう遠い話ですけど、東京で個人的な家を頼まれて、50建くらいやりましたけど、そのときにですね、やっぱりその人の一生を通じてどういう生活が変わっていくかと、子供たちが巣立って行ってよそに行ったらですね、ここから出ていくと、だから2階建てにしないで、将来は平屋にして狭くしたいから、そういうときに壊しやすく、きちっとけじめがつくようなそういう間取りにしてくださいといのは結構いるし、また反対にそういう要求がない人にはそういうようなことを教えてですね、計画をするというそれは構造上ですね、どうしてもそういうことはあらかじめしてくると、全然何も考えないでやるにはですね、全然違うんですね、だから年寄りになって二人きりになってからですね、もう2階にいかないから2階は宿にしようがないんだけど、壊せませんかという、それにはちょっと遅いし、余分なお金をかけることになります。そういうふうに考えていただきたいと思います。

渡辺久治委員

まず、先ほど、ちょっと触れられてはいるんですけど、もう一回確認の意味でですね、総工事費が発注段階の総工事費が25億で、設計が終わった時の費用が30数億で、その差額がですね、材料費とか、人件費の高騰とか、あとは消費税の値上がりとか言っているんですけど、そういうことは妥当であるとお考えですかということをお聞きしたいです。

川畑安則参考人

今の質問は非常に難しいんですけど、当初予定していたのは、現況がもう民間業者だとかいろんなそういうこともありますけど、そんなのは設計者がですね、その時その時だけのことで考えることではなくてですね、常に日本の経済情勢とかですね、そういったことはある程度設計者は地域としてですね、経済学的なことも含めて持っていて、設計に対応するとういうのは僕は常識だと思うんですよ、私は国の立場でしたから、民間のとちょっと違ってですね、国は国の経済方針にしたがって、官庁施設のその整備等については年間をもう税金が入らなくなると必要なのを止めてしまっ、先に計画を伸ばすということが多かったわけです。そういうことですからね、民間の場合には、そういうことも見込んでいろいろと長期的な計画を立てられるところかどうかというそこにかかってくると思うんですけどね、だからさっきおっしゃったように常に民間の場合にはそういった経済情勢その他の見直しを含めてですね、急にそれが出てきたから高くなるよというのにはちょっと言い訳にはならないと思いますね、そういうことはね、建築設計する人たちは経済学者じゃなくてもそういうのは仕事上ですね、必要な最低限レベルの経済の知識だと思うんです。そういうのもお互いっていうのは設計家としては落第だと思います。少なくともわからなくてもそういう意見を施主にもらってですね、こういうことは想定されますけどどうしますかというのをですね、とってですね、いや、それはなんとかするからやってくれとか、いやそれじゃあ困るよと、聞いて初めてですね、結論を出せばいいと思うんですけど、それだけの、質問するだけの設計者

の知識というのは要求されます。僕はそう思います。

竹原恵美委員

さっきお話を伺っていると、全体の見直し、市も認識をしています、全体の見直しが必要である、設計全体を見直ししなければならない、ちょっと立場が違って市のほうは減額するのに、しなければならない、今川畑さんがおっしゃったのはパーツをなくしていくことで下げられない、全体を、本当に根本からおっしゃる意味で全体見直しをしなければならない。そして川畑さんの意見として、御意見としては阿久根のその気候なりの特色がここには活かされていない、反映されていないというふうにごらんになったということなんですが、これから設計を、設計をがらっとかえていくときに、一度ナスカさんは今、設計をしましたが、これがその次、引き継ぐ、ナスカさんがそのまま同じ、東京の感覚でまた二度目をつくって減額をしていくということのメリット、デメリット、もし業者さんが変わったとき、もちろんその方がいいかわるいはわかりませんが、その方たちが引き継げない、一回目を捨てないことのリスクというのがありましたら教えてください。

川畑安則参考人

非常に難しいご質問なんですけどね、どうでしょうかね、今の、具体的に言えばナスカを引きずりまわしながらですね、そういったことに対応させるかということが、僕が専門の立場から言うとしたくないですね。やっぱりそこでまた設計する人はですね、いやまたその条件がかわったら対応するとおっしゃるんだったら別かもしれませんが、もうきれいにやっぱりここで一応打ち切ってますね、打ち切ること自体、非常にいろんな問題がすでに設計はもう手をかけてですね、当初約束されたのは1億というように僕は聞いたことがあるんですけど、1億の設計料というのは、あの設計事務所のレベルとかそれから考えて、非常に大変な額なんですよ、きょうはですね僕もしばらくリタイアしてからたつもんですから。今は積算をその設計料をですね、どのようにしてるのかということで、娘が東京で設計事務所をやっとるもんですから、それを通じて積算の根拠のデータを、基準をですね取り寄せてみましたけど、もう私がやっと思った頃と比べて全然もう違ってきています。ですけど、そこに基づいてですね、僕が聞きたいのはそういうような1億というので契約される前に、1億が正しいかどうかということ発注サイドの市の側がチェックされたことがあるんですかね、ないんですか、それをまず聞きたいんですよ。[「発言する者あり」]そういうことはないんじゃないかと思ったんですけど、大づかみですね言われたんだと思うんですけど、これは非常に先ほどおっしゃったように、僕は今から考えるとですね、もう少し基本にかえて、それで、僕が聞きたいと思ってるその市民の人たちのですね声が、皆さんワーキンググループ、市民代表の人たちが何人か入っていらっしゃると思うんですけど、そういう点では手落ちとかそういうことではなくてですね、もう少し僕の耳にも、あまり知った人じゃない人が、僕が建築の仕事をやったことだけだと僕は理解しているんですけど、そういう人たちからですね、よく質問されたりして、いやあもうなんか知らないけど、あれが阿久根の者にとって、あんまり、進んでるものについては、あんな立派なもの、立派な計画をさせて、まあ写真をどっかで見えたのか、模型を市庁舎のところで見たのかそれはわかりませんが、その言う人がいましてね、ああいうのは止めたほうがいいという人が結構いるですよ、ですからそういうことの状態を見るとですね、賛成の人も市民の中には、反対の人もいるということも考えたら、ここのはですね、皆さんのその計画を進めている議員の皆さん、特にこの委員会ですね、皆さんのあれには方向づけをするというのは大事です。僕自身はいいとか悪いとかもうはっきり言えないというのはありますけど、一番頭によぎるのはですね、対応するのがあまりにも大きなプロジェクトで、いわゆるオリンピック競技場ですね、あれが2,500億が1,500億円で1,000億くらい減らされたでしょ、あんなことでもね、国のあれが決まるくらいです。あれは安倍総理がおっしゃったように白紙撤回しようというような国民の声はやっぱりそんなかける必要はないんじゃないかという声（聴取不能）発表なさってますね、そうなったみたいですから。あのことをよくですね、

思うことがあるんですよ。ですからやっぱりここぞというところをもし皆さんが一番判断するところを、議員の皆さんがですね、これをもう一回我々も考え直してもう少し市民の考え方を聞いてみようかということで、その方向で動いた方がですね、それから、すぐやらないと非常に困るかというのは何かというと、現在のあの市民会館がですね、非常にああいう状態で、使う率からも多いんですけど、もうあそこは早く取り壊さないと、あれ、事故が起きたらですね、それこそ議員の皆さんを含めて行政サイドの市のいろんなセクションからですね責任者が追及されることになりかねないと思うんです。そういった差し迫ったこともありますけど、トータル的にはそういったものを含めてやっぱりもう一回考え直すというのと、僕はやっぱり例のうみとまちとにぎわいというのは都市計画の基本がですね、そもそも夢みみたいなことで全然現状と違うといった計画というか基準というのをつくっておられるけど、これももう一回ですね、阿久根の将来に向けてどういう方向でまちづくりをするかということもですね、含めて考え直された方がと思っているんです。そういう点ではやっぱりプロのそういった先生が、それからもうひとつですねプロの話が出ましたけど、関係されている皆さんが立派な学識経験者として鹿児島大学の先生を3人も取り込んでですね、大変な、僕が聞いた中では名前を聞いて建築家としてあの先生らは日本の中では名を通していない人ですから、都市計画という大学の教授としては名が通っているかもしれないけど、私も全然、知ったところではないし、あの先生のだれかが日本に建築学会賞をもらうような建築の設計をされたということを聞いていませんからですね、やっぱりあの先生方をあそこにもってきて、学識経験者として意見をやる、その都市計画的なことからあの先生方を選ばれたということはなんとなくわかるんですけど、都市計画者の知識とその実際の実践的な設計のあれというのはちょっと違うんですからね、もう少し、僕からしますと、もし仮に今からでもやることの方角が決まったらもう少し専門のですね、実践的な建築家をですね、取り入れてその対応するというのが一番ベターじゃないかと思えます。ですから、今ここでどうするかというのを私がそれはもう取りやめたほうがいいんじゃないかということをお願いするところですけど、それは皆さんの理想のある経過の中でこういう方向づけをされてきたというふうに思いますがね、僕はきょうお話したことを含めてもう一回、じゃあ少しくッションをおいてからもう一回というようなことを考えるのであれば、今おとされているその赤瀬川の体育館地域のかなりの敷地もありますからですね、あそこと合わせて、今の設計、一番僕は止めたいなと思うのは図書館をですね、このホールに交流センターに合併するというのは、僕はもう絶対専門の立場から設計実践で飯食った人間として、止めたいなというふうに僕自身は思いますがね。あの非常に建築学的に言ってもいわゆる先ほどいいました静的な空間といいますか、静的な機能といいますか、それと動的なものがね、全然僕の勉強してきたものと全然相反するもんだから、僕らが古くなっているかもしれないですけど、僕はそういうふうに思います。自分が本を読むときにですね、周りで音楽をかけて、よく東京では通勤の人がいろんなのをやりながら本を読んでもひとがいますけどね、あれは音楽を軽音楽、バックミュージックをかけながらやるというのはよく若い人たちにはやりますけど、でも、僕は本を読むときというのはやっぱり何も聞こえないで静かな環境の中でですね、やるというのがベターじゃないかと思えます。

大田重男委員長

1時間超えましたから、まだ質疑があるみたいですから少し休憩に入ります。

(休憩 14:26～14:38)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

竹原恵美委員

先ほど御説明いただいた部分で、私、以前に総務文教委員会で、この半分の人数で研修に

行ったことがありました。その時に熊本の新しいホールでやっぱり図書館とホールが近づいていて、図書館が音が届くと苦情が多い。ずっと切れ目なくやっぱりすごいという現状を伺ってしまうと、執行部との会の中でこのくっつけてつくることに対しては避けるように。とすると、距離を置きますからとか、そういう説明で終わって、やっぱりプロでないと見きれない、どんなに設備と言われてもできない不可能なことを、説明を受けているということも理解したところです。もうひとつ、図書館についてなんですけども、少し中に掘り下げたときに、この図の中では、この図の中でちゃんと入口のところにカウンターがある仕組みになってないんです。それをナスカさんに直接、議員と語る、説明会の中で質問したことがありました。出入口にカウンターがなくて本は言えば持っていかれてもわからない状態のつくりになってます。それはどう考えますかというふうにすると、ナスカさんは自分とここで今まで設計した駅の図書館というところがあって、そこはもう皆さんのモラルに任せてきちんと運営ができておりますということでした。そして私、その情報を今の委託を受けてる阿久根市立図書館の運営者に尋ねますと、正直、本の管理に責任を負えないと、どんどん本が減ってしまっただけで正直困りますが、こういうつくりでは私たち本の管理に責任を負えませんということは直接伺ったところでした。そこから御要望を直接市に、委員会に入っていらっしゃるので、たてられるべきかと思ってそこからは確認をしておりますけれども、その図書館の内容のつくり方、本の管理ができないつくり方、これは設計者としてどうごらんになりますか。

川畑安則参考人

今のですね、御質問ですね、僕も実はそう思っているんです。比べたときにですね、図書を借りる、借りて行って、読むわけですけども、それが所定のところに、このオープンスタックという形になっと思えるんですが、いわゆるクローズスタックとオープンと二つに分かれて、クローズというのは図書の書庫があってですね、受付で大体国会図書館なんかそうです。申し込むと、どんな本がほしいですよと言いますと、それを担当の者がいてですね、エレベーターで貯蔵される場所の、そこまで行ってですね、その本を持ってきて本人に直に渡して、今度は帰りはですね、その人の住所とか当然わかっていますから、必ず返却されたことをですね、確認するというシステムが非常にこう自動的にいろんなものをですね、リフトを使ったり、いろんなこと、ベルトコンベアー使ったりやってるんですよ。そうしないと今おっしゃったようなことは当然出てくると思うんです。とても、ですから、要するに僕に言わせるとそういうようなですね、図書館だけではなくして、ホールの使い方についても人の動線ですね、どういうかたちでホールに入っていくのか、どういう形で本を借りるのかという、それはもう機能的にですね、使い方が様々、今おっしゃったように熊本の例なんかあってもですね、そういうことでうまくいっているところもあるわけですけども、阿久根の図書館がどういうようなことが今まで実績としてあるし、そういうかたちを今後新しくつくるところもそういうシステムにしてほしいとかいうことをちゃんと聞いてですね、それにあったようなことをしないと最初からですね、先ほども言いましたように、設計者の言うとおりにしないほうが悪いと、俺が言ったほうが正しいんだからと言われたんではですね、そのものではやっぱり間に合わないといえますか、やっぱり間違っているんですよ。実用も様々な方法があるわけですから、そう思います。必ず担当のですね、係の者の主旨なり何なり意見を聞いて、それを技術的にですね、建築家は設計に組み込んでいくと、これが正しいやり方だと思います。

竹原恵美委員

追加してお伝えするのを忘れてました。その時に、ではそのナスカさんに出入口のところに本が一個一個、ICでしょうか、通るときにビーって鳴るようなのが通常、進んだ新しい図書館には多いんですけども、じゃあここは本が持ち出されたことが音が鳴るなりのシステムは入れるんですけどもというふうにお聞きしたら、それは単価が高いので結局入れませんと。モラルにすべて任せますというような設計でした。ちょっと現実味がない、人を性善説でみ

ることがすべての公共の施設においてどうなのか、実際、実態が、おっしゃるとおり実態がどうなのか。市の財産としての本の管理もやっぱり責任を今、持っていないようにみえます。

川畑安則参考人

先ほどもちょっと説明いたしましたけどですね、僕はシステムというのは様々あるわけですね。その熊本は熊本のやり方というのがあって、その実績を持ってるということで、モラルにそれを期待するということですから、今の世の中、モラルで動くなるとは非常に危ないことですから、そんなものにですね、全ての人が間に合って、10人いたら9人までモラルに頼って、1人ですねそれから反する者が出たら、またそれあれには対応できなくなるわけですから、そういうことを恐らく言うほうが僕は間違っているというふうに僕のレベルでは考えますですね。ですから必ず担当の者、これは図書館だけではなくてホールを運営する者でもここで何をやるかということによってですね、舞台装置の内容が決まってくるわけです。これは必ず予算に関係があります。それから運営するときの、いわゆる市サイドのですね、そこに要員をどう配置するかということもありまして、これは必ずプロの人たちがそこにいないとですね、本当の意味の稼働ができないわけで、特になんか芝居なんかやる場合にはですね、そういう芝居の心得と言いますか、知識がある人が担当しないとですね、舞踏などの、バックのそのいわゆる、いろんな大道具が下りてくるとかですね、よくテレビなんかでもありますが、非常にそれを簡単にする方法もいろいろありますよ、テレビなんかを見てると。レースのカーテンでですね、それにライトを当てて（聴取不能）にするというのは、NHKは非常に大規模のことをやっていますけれども、ほかの地方に行くとはですね、初めから終わりまでかけるものは同じで、そこにライトを当ててですね、雰囲気を変えて歌に合わせるとか、芝居に合わせて対応するとかですね。最低限のことで済ませる。そういうのも阿久根のこのホールの場合にどうするかということがですね、あるいはナスカはですね、かなりのきめ細かいあれを考えているみたいですから、だからこれは設備にもお金がかかるし、担当する、運営する者もですね、大変なスタッフが必要になってくる。こんなことをですね、どういうふうにして要求されているのかですね。だから、その辺が非常に心配ですね、だから図書館についても絶対に、先ほど言いましたように9対1くらいで、1人いてもダメなんですから、そういうのがいたらですね。ですからそれはきちんと安全な対応をするというのが正しいと思うんです。

[竹原恵美委員「はい、ありがとうございます」と発言あり。]

渡辺久治委員

この設計は、基本設計、実施設計を含めて約1億ほどの費用がかかっているんですけども、その費用の額自体は川畑先生が設計書、図面を見てですね、妥当かどうかをお聞かせいただけますか。

川畑安則参考人

今の質問に対してお答えしますが、これはですね、最近といいますか、私のデータをついきのう取り寄せたばかりなんですけれども、かなり詳細な基準ができています。設計事務所の協会の中でつくりましたものは、これは国土交通省がですね、監修を受けてですね、公のものというのは資料は今日もここに持ってきてありますけど、膨大、膨大でもないですね、資料があるんです。こういう基準に従ってですね、設計料を算定したかどうかということについて、むしろそういうものがですね、例えばナスカから提出されているのかどうかという反対に聞きたいぐらいなんです。そういうことをむしろ今の答えについては聞かないとわかりません。こういうようなですね、いわゆる建築設計工事管理等の業務報酬基準というのがですね、公のものでですねできてるんですね。これは発行しているのがですね、建築士技師会で作ったものですね。こういったもので、公のところ、監修といいますか、OKしているのは国土交通省がチェックしているんですね。これで日本の基準とするというのが国土交通省のあれで告示されてですね、公のものに、法律に準じたものになってますから、こういうのでですね、算定されて出てきたのが1億なのかということ。むしろ僕のほうで

すね、もしあるんだったらむしろこの委員会の名前でですね、ナスカに要求して、1億のチェックをなされたほうがいいんじゃないでしょうか。これはですね、もう一つは先ほどおっしゃってるような懸案、もしかしたら設計変更しないと対応ができないという作業ということになりますとね、非常に重要なひとつのファクターにもなるわけです。それからもうひとつ気になっていきますのがですね、積算根拠というのがですね、公のものが建設省のこれは僕の（聴取不能）に勤めとったところのセクションで、国の立場でつくってる積算の根拠になってるものが出てくるんですね。なぜそういうものが出てくるかといいますと、国もですね、最近では外注するスタッフがもう超高層のですね、例えば（聴取不能）テレビでも出てまいりますけど、あれは僕の最後の現役の時の仕事になったわけですが、あれなんかしょっちゅうテレビに出てきます。あんな大型の超高層の官庁施設も出てきているわけで、ああいうものの積算の根拠になるものがあります。それからどうも資料を見ますと、県もそういうものを、積算の根拠ですね、これは今、先ほど申し上げました設計だけじゃなくて、工事費の積算の根拠もですねあると、これはこれから具体的に言いますと、（聴取不能）がどういうふうに展開するのとは別として、次の段階で施工者を選定する時の予定価格に対する算定、発注サイドの予定価格、積算根拠になるようなもの、公のものができておりますからね、これからの設計料も同じようにそういった公のものの基準に従ってですね、出してもらい、それをまた発注サイドも確認しとかなないとですね、これからまた工事が始まっても、今の設計の問題もそうですけど、設計変更がでて、一番初めに約束した金額の1億がですね、どういうふうに変化するのかというのですね、基準に従って出されたものに従って増額をし、減額をするというのは、これは公のやり方としては当然なことから、民間とはちょっと違いますからね。あのどんぶり勘定でおおよそというようなことではなくて、ちゃんと根拠を持たないとですね、国の場合は会計法に則って、会計検査院からのチェックも受けることになりますからね。そういうことになります。ですからそういうことを含めてですね、そういうものを必ず自分のところでとるといって、何によってやったのという、何によって1億出たのという、これは僕は当然そういうことをなさっていると思ったものだから、ちょっと戸惑ってしまったんですが、そういうことです。基本的な考え方としてはですね。皆さんもそういうように考えていただきたいと思うんですけども。だからこの設計が1億に相当するかどうかという、いきなりぱっと持ってこられても、僕も答えられません。どういう算定基準でそれが出てきたのかというのを、むしろ僕のほうが教えてもらいたい。根拠となるもの、公のものとしてどこに出してもおかしくないものによってるといって、出てきたものが計算式も何もかも出ているわけですから、こういうふうに見なさいというのが、それで積算したものがですね、1億になっているという。僕は今のところは考えているんですけど、僕はこれをあんまりよく知らなかった、東京からですね、取り寄せたわけですが、ということでございます。

木下孝行委員

参考人のほうはどうもきょうは忙しい中参加いただきありがとうございます。参考人のいろんな話をお聞きしておまして、交流センターの建設については、今の施設の市民会館を見たときに、とても古くて、解体をせざるべきだという考え、そしてなおかつアリーナ、体育館のほうは特別な場所であり、市民交流センターとして使うのはまた問題が出てくる可能性もあるということを前提にすれば、建設自体には反対はしないけど、将来的なことを考えたら規模をよく考えてつくってほしいという考えでいいのか、悪いのかをちょっとお聞かせください。

川畑安則参考人

今のお話は今の建物のことだと思います。それは今お話しされたのは現状が今どうあれですね、考えないといけないことも含めて、今の白紙撤回するというのではなくて、これを設計変更等に少なくとも考えながらですね、実現していきたいというのは当然皆さんの御担当される委員会としては当然のことだろうと思います。先ほど言いました他の部分ですね、

体育館との調整とかそういったものについてはこれいづれにしても全体の阿久根市の都市計画画面上ですね、僕はそれは非常に重要なことだというようにふまえていますので、ぜひそのことについてはですね、この交流センターの計画も含めてとは言いましてもですね、別途としてもあそこについてはもう少しですね、考える必要があるような気がします。ですからそれは一応きょうのこのテーマからちょっと兼ねたようなことをちょっと申し上げましたけど、本来は、もしスタートをこの問題がですね、交流センターがスタートしていなければ、もうすぐ即それを対応させて実施設計等あるいは基本設計等に加味しながらですね、いわゆる交流センターの位置づけをし、それからその設計もすぐに対応していくということにたぶん僕は返事をしたんだろうと思います。ですから将来についてはやっぱりあそこをですね、無視することはできないと思いますね。非常にいい場所は、いわゆる市有財産としてあるわけですから、あれを大いに活用する必要があるというふうに考えております。

木下孝行委員

もう1点だけ聞かせてください。実際工事費ですね、建物本体工事費ですね、ま、設備含めてですけど、一応今まで図書館を含めて、25億だったわけですよ、それが、今度20億でつくるということに今度市のほうに変更をしてくれております。今回その設計に関する追加予算が今定例会で提案されておりますけど、その20億でですね、本体工事、図書館は別です。図書館は今回凍結しております。本体が20億で先ほど川畑さんが言われた、いわゆるエントランスの高い部分を低くしてみたり、ガラスを小さくしてみたり、平米数の単価を下げたりしながら、20億でグレードをある程度交流会館という目的のために落とさずにですね、外観をある縮小しながら、その20億でできるとは思いますか、できないと思いますか。

川畑安則参考人

当然やはり言ったように20億でもできます。建築というのはですね、金をかけることについては、どんな予算をかけてもですね、できるんです。だけど、ここでまだ話題になっていませんけど、みなさんがですね、新しくつくる交流センターは基本的に耐用年数を考えていらっしゃらないのは、何年ぐらいと考えるか、50年と言いますか、100年としますか、その辺をむしろ僕のほうから質問したいんです。これはものをつくるときにはですね、それをどのくらいもたせるかというのは、まず条件をみます。先ほど言いましたように保全計画を立てて、適切な保全をするとですね、50年という耐用年数が75年になったり、場合によっては100年くらいもつ場合もあるわけですから、やり方とのかかわりもありますけど、しかしイニシャルコスト、初めてつくる時には必ず耐用年数というのは問題になる。皆さんがよくお耳にされる個人住宅の場合だいたい30年というのが日本の場合に標準的な耐用年数になると、まあ30年くらいだったら普通に管理してると、もちます。僕は今ですね、自分のことを言うのがあれですけど、戦後昭和30年ごろつくった住宅なんですけど、非常にぼろっちなんですけど、丁寧にですね、時には自分でペンキを塗ったりしながらやってきて、60年近くたってますけど、ちゃんと坪単価がですね3万円のころ、金融公庫のですね、それ4万くらいかけてつくった。なぜ4万になったかというのは3万でもできたんですけど、いわゆる作り付けの下駄箱とかですね、食器戸棚というのはみんな創作で全部設計の小さな家なもんですから、その空間をうまく利用してやるにはですね、あとから買ってきたものをはめてもはまるというようなことがないもんですから、全部手作りで作らせたので、3万の金融公庫の単価が4万になりましたけど、4万つけて12坪の家をつくったんですけど、少しずつ増築しまして、60年間持っていますから、先ほどいいましたように耐用年数をいくらにするかというのをその時僕も考えもしませんでしたけど、今ですね、だいたい標準が30年ということで、30年間保障というのを決めてやっているケースが民間の住宅会社でも多いです。ですから、今回つくるのはですね、僕はむしろ設計事務所だったら何年間持つようなことをしますかということで、イニシャルコストが決まるわけです。ですからあとは保全をどうするかですね、30年が40年になり50年持つことも考えるわけですから、その辺がどうも皆さんでもそんなこと言ったってわからんとおっしゃるかもしれませ

んけど、しかし勘でもいいからですね、何年ぐらいはもたしたいなということは設計を頼むときにはやっぱりはっきりしないといけない。特に公の場合にはですね、当然都市計画の様々な費用を含めてですね、この交流センターは最低どんなに悪くても、だって今のですね、会館がですね、市民会館があれ50年も持っているわけですから、あんな非常に、僕に言わせると非常に荒っぽいようなですね、安普請やすぶしんのようなものが50年持っているんですから、当然今度かけるものは、仮に実現しますとね、まず倍くらいのことを考えてもいいんじゃないかと思います。それには僕も条件がありまして、標準的なメンテナンスっていいですか、保全をですね、やるということです。具体的にもう少し参考までに言いますけど、僕はですね、つくることに役所時代は懸命にやってきました。もう何でもつくるといいますね、やってきましたけど、僕は役所を引退して、外郭団体に行きましたときに建築保全センターというところに行きましてですね、その日本の国はですね、ものをつくる新しくつくるという基準とかやり方というのは世界にかんたるものがありましてですね、標準化されていてですね、まじめなところのそのジェネラルコントラクターだったら、もう立派なものがだいたいその合格するものができるようになっていくんです。ところがこと保全に関してはですね、日本は学会もないしですね、非常に難しい問題を抱えているという、技術的にも抱えているということがあるんですが、ほとんど手がついていないというような状態で、そこで、僕は官庁を施設をつくってあるストックをですね、いかに保全するかということその財団で建設省の外郭団体でいましてけど、そこにちょっとしばらくいて研究したことがあります。具体的には現在の昭和のはじめくらいにできた宮内庁のときどきテレビに出ますけど、宮内庁の庁舎を研究所でですね、実践的にやっていました。そんなこともやりましてかなりですね、建築保全については日本の建築学会で取り上げていないです。なぜ取り上げていないかというと、非常に難しいですね、もうひとつひとつが皆ケースが違うわけです。標準的なものをつくってもなかなかそれに対応できないということがありまして、ですから建築保全をですね、これからはですね、これも参考までに申し上げておきますけど、阿久根の皆さんは阿久根の市有財産というのは保全をしっかりとやってですね、かけたお金は元はとれるような、表現悪いですけど、ぜひやっていただきたいと、それは何かというと、簡単にですね、できる、だいたい第1期の建設の修繕期というのは15年ぐらいたった時、必ずどっかが問題が出てきます。だから15年おきとか、10年おきにですね、その調査をするわけです。そのどこが傷んできているかというのを調査して、それを診断してですね、そこを早くですね、傷まないうちにですね、小さいうちに手をつけると、非常に少ない金でですね、建設した時のレベルにバックできるんですね、完全に100%までいきませんが、70%までおっこってきた品質をですね、80%とか90%まで持ち上げることができる、それは修繕したりいろんな手をつかったり、ペンキを塗り替えたりということになります。そうするとこのカーブの始点が発点から15年たったものよりかまた上にあがってきて、それからまたカーブをかけるからですね、その最後のゼロになって取り壊さないといけない状態になるまではかなりそれをやることによって伸びていくわけです。50年という耐用年数を設定して実施設計してですね、つくりましてもかなりもっとということが目通しがつきますから、そういうことをね、新しく阿久根市方針保全システムと言いますか、保全ということをやったり計画してやっていただきたいということも含めて、今回の交流センターもそういう考え方もう発注するときからですね、それから施工のゼネコンが決まって施工が決まったらですね、そういうことを記録をしっかりととって、どこが欠陥だというのがわかりますから、あのもう必ずですね、人間の体と同じようなもので、赤ちゃんが母親のおなかの中にできたときにはですね、細胞分裂のときにもすでに将来がんなくなるというのが、がんの成分をあれをもった細胞というのがあるということで、非常に人体に例えられるんですけど、早く見つけてですね、それをつぶしてしまうというのが長生きの秘訣のように、建物も同じことなんですね、早く見つけて小さいうちにその直していくと、それが人間の寿命を延ばすように、建物もそういうように非常に類似していますから、そういうことをひとつこの計画の中に盛

り込んでですね、あの保全しやすいといいますか、そういうものをつくる。だから具体的に言いますと非常に特殊な空間をもつこの交流センターですのでですね、それをやるためには仮説をつくらないと、あの傷んでるところをそのなかなかみつけることができなんですね、だからその非常に仮説をやるだけでもですね、調査のための仮説をやるためだけでもお金がかかるといふようになりますから、できるだけあんまりその気持ちはいいですけど、天井の高いものはできるだけ最低限にしてほしいというような感じがします。それがコストを減らすことになるし、その空調に対する管理費もですね、非常にエネルギーも少なくて済むということになります。そういったことも含めてですね、設計をするということが大事です。ま、みてくれも大事ですけど、実質的ないくらみてくれがよくてもですね、実質的なものが伴わないとだめなんですよ、この建築物というのはみんなそうですよ。皆さんはそんなこといったって大きなものと比べるものがないよというのは、自分のお家を考えてみたらわかります。きちっとしたものをつくってるお家はですね、長持ちもするし、快適に住めるわけですから、あんまりそばにないというように考えないで、自分が生活している物の建築の空間をですね頭において物事を考えていただきたいというのが僕のお願いでございます。

大田重男委員長

ほかに、ありませんか。

[「ないです」と呼ぶ者あり]

では、ほかに質疑がないということで、なければ、川畑安則氏に対する意見聴取を終わります。

それでは、ここで委員会を代表してお礼を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席いただきありがとうございます。

[川畑参考人「ちょっと委員長、一言だけですね、最後に」と発言あり]

川畑安則参考人

本当にきょうはですね、勝手なことばかりをですね申し上げて失礼しました。

ですけど、僕は常日頃考えている建築に対するその愛情だと思ってお許しいただきたいと思います。どうも失礼しました。ありがとうございます。

[「ありがとうございます」と発言する者複数あり。]

本日、お聞きいたしました意見は審査に有効に活用させていただきますので、なにとぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 15:06～15:20)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

午前中、議案第57号中、教育総務課所管の事項について審査に入りましたが、途中一時停止しましたので、継続して審査に入りたいと思います。

(教育総務課、生涯学習課入室)

木下孝行委員

生涯学習課の議案の方を先にして、一緒にしたらどうですか。

大田重男委員長

木下委員からの提案でした。まず、生涯学習課の事項について最初審議に入って、その後教育総務課、生涯学習課併せてするということですが。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

異議なしということで、議案第57号中、生涯学習課の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

中野生涯学習課長

さる、9月8日本会議において総務文教委員会の付託となりました、平成27年度一般会計補正予算第2号の生涯学習課所管分について歳出からご説明申し上げます。13ページをお開き願います。今回、市民交流センターの設計見直しに伴い、図書館部分の設計委託料は800万円の追加をお願いしているところです。現行の図書館部分の実設計委託料1,729万1,000円に今回の変更による追加分800万円を加え、最終的には委託料総額は2,529万1,000円を予定しているところです。今回、図書館の実設計業務を平成28年度まで延長することに伴い、本年度中の当該業務に対する支払いは前金払いでの対応を行うことといたしております。前払い金は、委託料の10分の3以内の金額になっており、本年度の支払額は758万7,000円が予定されます。今回の補正は当該業務に係る当初予算計上額と本年度中に支払う前払い金の差額にあたる979万1,000円を減額するものです。次に15ページをお開き願います。15ページは阿久根市立図書館設計業務に関し、平成28年度の支払い額について債務負担行為の設計を行うものであります。先ほどご説明いたしましたとおり、図書館設計業務の委託料総額は2,529万1,000円を予定しているところです。平成27年度に758万7,000円を前払い金として支払いをした場合、28年度においては、その残金にあたる1,770万4,000円を支払うこととなるため、債務負担行為を設定するものであります。以上で生涯学習課所管分の歳入歳出補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

大田重男委員長

ただいま、生涯学習課長の説明は終了しました。議案第57号中、教育総務課、生涯学習課について質疑に入ります。

竹原信一委員

どうしても疑問に思えるのは、25億の設計をどんどん上げていった。だれが上げていくことについてどのタイミングで承認したのか、ということなんです。それとも向こう側が誤解してしまったのか。そこのすり合わせ相違とかあるのか、そこら辺についてお答えください。

小中教育総務課長

25億がどれだけになるのかと概算事業費を出したときに基本設計が完了して実施設計に移る段階で、そのときに概算事業費を出していただいて、約31億7千万という建設費が出されております。そのときに実施設計の段階で下げられる部分につきましては下げるという方向で、その時点で市の方でそれで進めたいということ、お願いしたところがあります。その後、議会にも全員協議会を開いていただいて建設費が31億7千万になるという報告をさせていただいたところです。以上です。

竹原信一委員

そのゆるさというのがどうも理解できないんですよ。そういったことは文章で取り交わしたのでしょうか。向こうは、言ったことが言ってなかったなんて言われたら大損になるわけですよ。必ず向こうも記録をするはずだし、発注者側は記録はしてないのでしょうか、したのでしょうか。

小中教育総務課長

それでお願いしたいという文章の議事録というのは残ってると思います。

竹原信一委員

そのゆるさの責任というのは、そういったことをやり続けた挙句、高額になる。そして、今度は減額するために、追加のお金を準備する必要がある。非常にね、違和感を感じるんですよ、どうして。いつもそのような感じで仕事の発注はしてきているんですか。

小中教育総務課長

我々としては、できるだけ25億でやりたいということもお願いはしてきたわけですが、これまで説明したとおりの諸事情で建設費がどんどん上がったという中での設計でした

ので、その中でこれまで積み重ねてきた建設委員会等を踏まえた建設方針、それからそれを基にしてプロポーザルしたわけですが、それは提案されたものを基づいて市民ワークショップ等開きながら、設計を詰めてきたということがありますので、そういった積み上げの中での設計案ということで、それをどうしても我々としては実現したいという思いもあって、それをお願いしてきたというところです。以上です。

竹原信一委員

ワークショップ議事録の中を見てもですね、金に糸目をつけるな、という言葉も出てきたり、結婚式場もしましよとか、もう言いたい放題の要求。それを持って皆さんは我々の希望というふうにまさか言っておられるのではないかと。だれが取りまとめるんですか、あなたがおっしゃった、私たちの希望、市民の希望というのは、こんな散らばったまま。とても阿久根市の要望と言えるような内容ではありませんよ。市はどういうふうにまとめたんですか、ここあたりワークショップで文章にただけですよ。

小中教育総務課長

ワークショップではさまざまな意見というのは出てきます。それは市民個々の、そこにいらっしゃった意見とか、あるいは出身母体の団体等での意見というのを出されたんだと思いますけれども、設計者、あるいは市においては当然建設費、維持管理費を抑えるためには面積等を抑えていかないといけない。そういう話をずっとしてきました。その中でやっぱり設計者も出された意見をすべてくみ取ることはできない。ただ、その中で、くみ取る部分についてはくみ取っていく。あるいは、こういう形であったら、設計に活かしていけるとか、すべてを意見を集約したわけではなくて、出された意見を基づいて設計者の方で整備をして、次のワークショップにこういうふうにまとめましたということで、設計の見直し案を出して、それについて意見を出して、そういうやり取りをしながら積み上げてきたということで、必ずしもすべての意見を、聞いては来たんですけども、すべて取り入れたというわけではなくて、そういった取捨選択しながら積み上げてきたものであります。以上です。

竹原信一委員

取りまとめたのはナスカでしょ、ね。それに対して阿久根市の市のですよ、市の責任を負う側としてですよ、あなたたちのことですよ。どれを取捨選択するかについて、ナスカと協議してあってあたりまえですよ。図面を見て、このところはどうでしょうかと、こんな意見も出てましたけど、これは技術的にどうでしょうか、とか。そんな話をできるのは、いるんですか。そういう、そんな部署の作ってはいないかと私は思うんですけども、どうでしょう。

小中教育総務課長

この建設に関する部署というのは、教育総務課でやっておりますので、特別な部署というのはありません。教育総務課、あるいは市民会館を所管する生涯学習課の職員を含めてナスカとは協議をしているということです。

竹原信一委員

であるならばですよ、阿久根市の生涯学習課、教育総務課、その人たちの合意事項として、これは変えなきゃいけない、これはしなきゃいけない、打ち合わせをする必要がありますよね。ここはナスカとも話をしなきゃいけない。そういったことをする機会というのはどんなふうにして作ってこられたんですか。

小中教育総務課長

当然、ナスカと協議する段階では事務局内でも話をしますし、市民ワークショップでかける前段としても話し合いはします。

竹原信一委員

設計図を見ながらですよ、どうだろうかという技術のある職員というのはその中に何人いるんですか。設計図を見てですよ。この設計図は変えなきゃいけないね、という話ができる職員は何人いらっしゃるんですか、阿久根市のかかわってる市のなかで。

小中教育総務課長

技術的な部分というお話になりますと、建築に携わってる技術者は1名です。

竹原信一委員

それは1級建築士ですか。

小中教育総務課長

はいそうです。

竹原信一委員

その職員はどれほどの規模の設計にかかわっておられますか。まあ、阿久根駅、あの件ではですね、1億のつもりが2億かかっちゃた。あんなふうにも信頼性が低いわけですよ。今回の件も30億60億かかりかねないという心配をしております。その技術職員のレベルはどの程度のものか、どのように把握しておられるでしょうか。

小中教育総務課長

その担当者のこれまでの経歴というのは私の方では把握しておりません。

竹原信一委員

で、ですよ。この大規模事業によくレベルを把握していない職員が唯一阿久根市側の最先端として。これに疑問を持たないというのは奇妙な感じがいたします。このまま進めることに対して懸念を感じますけれども、もっとこの職員の対応できるような状況に変えるべきだとは教育総務課の方は感じないでしょうか。

小中教育総務課長

確かに技術者一人というのは本人も不安があるところだと思っておりますので、市の対応としては、都市建設課の建築係等をもっと協力をいただきながらするという事は可能だと思っております。

竹原信一委員

都市建設課の職員を入れてもあまり変わらないんですよ、同じようなもんですよ。何十億もの規模のをやったことある人間でないとうしようもないというのは思いますけれど、そこらへんはどうでしょう。十分都市建設課の職員で間に合うようなことだと思いにありますか。

小中教育総務課長

どの程度のレベルを求めていくかによりますと思いますが、そのために設計者に委託をして、お願いをしている部分もあります。プロポーザルということはプロポーザルで選定した設計者というのは市の設計をするもののパートナーとして選定してきたわけでありまして、そういうところを信頼しながら一緒にやっていくということにもなります。

それからまた建築法、建築物がその建築基準法にしたがって建てなければならないということになっておりますけれども、その審査というのは建築確認申請等を実施するわけですが、それについては提出する県とも設計者においては協議を進めているということで、チェック等はされているというふうにご考えております。

竹原信一委員

阿久根市民交流センター（仮称）等設計業務委託特記仕様書いただきましたけれども、これははっきりいいます。誰が書いたんですか。

小中教育総務課長

これは、教育総務課の建築技術者が主に担当として書いて、教育総務課で最終的にとりまとめたものであります。以上です。

竹原信一委員

実は、あの職員で書けるレベルではないというふうに見えております。そして、まるっきりこれと同じものが、ナスカの実施設計書の中にありました。すなわち、特記仕様書自体ナスカが書いたんじゃないかと。

小中教育総務課長

それはありません。特記仕様書に基づいておそらくこの中身をナスカのほうが設計のほうに入れたんだというふうになっておりますので、これはプロポーザルの公告を出すときに初めて公表したものであります。ただ、中身についての基本的な部分というのはどこの全国的な自治体においても同じような特記仕様書になっておりますので、そういう部分についてはそういうのを参考にしながらつくっておりますので、似た部分も出てはくるとは思いますが、ナスカの部分に入ったのはそれは大きな間違いだというふうに考えております。

竹原信一委員

建前はそうなんですけど、たとえばですよ。

[小中教育総務課長「ちょっとまってください、それは建前ではないです」]

設計書のその数字の入ったものを見せてくれないかと言ったら、それは公共のやつで数字は出せない、歩掛りも含めてという話があったんですけども、この特記仕様書の中にですね、積算基準の公共建築工事標準単価積算基準というのも入っているんですよ。つまり、出せないはずのものを基準に積算をなさって書いてあるわけですね。わかります。

[小中教育総務課長「何ページですか」と発言あり]

9ページのウ、上から7番目あたり。言ってみれば単価表ですよ、公共建築工事標準単価積算基準。

小中教育総務課長

このウに書いてある建築積算の項目に関しては、すべて公表されている部分だというふうに考えております。

先日、この設計を委託するのに公表されていないというのが、諸経費ですかね、特別経費を算出する部分の人件費とか、あるいはそういった計数等について公表されていない部分があるということで申し上げたつもりです。

竹原信一委員

公表されていないということではなくて、それはこの設計者が自分で入れた数字という意味でしょうね。それが公表されていない。公のものであって、公表されていないものをなぜもってんだという話ですよ。

[「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり。]

大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 15:40～15:43)

大田重男委員長

休憩前に戻ります。委員会を再開いたします。

小中教育総務課長

建築積算については、その積算基準に基づいた部分については公表できるというふうに考えておりますけれども、中には各業者から見積もりをとって算出している部分もありますので、そういった部分では公表できない部分があるということでございます。以上です。

竹原信一委員

ワークショップの後ろの、一番最後のほうの、皆さんこれはお持ちではないです、「これ以上面積を縮めるのは難しい」という発言をナスカがしとるんですね、これ非常に難しい環境にあるというふうには実際は向こうも認識している。でも、減らすことで設計変更をするというのは一応言葉では承認しているわけですか。ナスカのほうは。今回変更設計にまた追加予算しているでしょ。

小中教育総務課長

これまでの事情についてはよくわかっている、理解されているということで、今回のこの設計変更については、引き続き受けさせていただければということでは話をされています。

竹原信一委員

その、変更をする上での技術的な阿久根市との合意事項を教えてください。

小中教育総務課長

技術的な部分での話というのは具体的にはまだしていないというか、今後この補正が通していただいて、契約する段階で話をするようになっております。今の段階では面積についてこれまで4,000平米程度としていたものを、委託の中では3,000平米を目標にしたという話と、それから金額について総体で28億計画している分を20億まで抑えたいというふうな話をしているのみで、現在技術的な部分まで協議をしている段階ではありません。

竹原恵美委員

それでは、当初のところで、質問させてください。最初のそのプロポーザルに出したときの25億これは誰が計算して25億という数に出てきているんですか。

小中教育総務課長

当初の25億円というのは、プロポーザルの段階で目安としてお示しをしたものでありますけど、この時点では人件費の高騰、資材費の高騰というのはちょっと想定できない、まだちょうど底に来ていた段階でありましたので、これまで過去に建築された同規模の施設等を参考にしたものであります。その時に平米40万くらいでできないだろうかということがありまして、基本設計に示された面積が5,000平米ということで、5,000平米に対して、平米あたり40万円程度というのを見込んだというのがあります。それから補助金で予定しております、社会資本整備総合交付金の交付対象事業が、上限が21億円ということもありましたので、この21億円という範囲内で収めたいということもあって、そういうのを含めて交流センターを20億、それから図書館については近隣の自治体のを参考にして5億円程度でできるのではないだろうかという判断で25億ということで、教育総務課のほうで判断したということでありまして。以上です。

竹原恵美委員

それではその計算したのは市の職員で単価40万、上限をそのなどなど21億のところまで20億、その数そのものは市職員でおこなった平米単価は出したのですか。専門をよそから見てもらったということがあって、この数出てるんですか。もう一回25億に対してもう一度同じことを質問します。

小中教育総務課長

25億というのは、何か設計書があってそれに基づいて積算を具体的に積み上げたものでもありませんので、そういうものがなかったということで、市の職員で何か専門家に頼んだというわけではなくて、市の職員で20億ということで設定をしたところです。

竹原恵美委員

それでは、今回の予算のところで教えてください。ごめんなさい、その補正額減額になっているんですけれども、今回の変更でっていわれる、内容からもう一度説明もらえませんか。そして、もし、この予算の変更の部分を外した場合、何がおこるか、今これそのままおこった場合、これが予算を通った場合、これが予算通った場合は、次に何がアクションを取らなければならないか教えてください。

小中教育総務課長

交流センターについては実施設計が完了している段階ですので、それに基づいて見直しをかける。ただ、見直しをかけるにしても事業費を大幅に縮減する中ですので。

[竹原恵美委員「ごめんなさい。13ページの減額の図書館を」]

竹原恵美委員

ページ13ページの10款5項3目の一連のこと、これを進めると何が起きて、これを、予算が通らなかった場合、何がおこるのか。

中野生涯学習課長

今回の減額補正というのは、当初予算で図書館設計には1,700万円（修正あり）ほど

の当初予算の計上があったんですけども、それを今年度は前金払いで対応しようということで、先ほど説明しましたけれども、758万7,000円を支払うということですので、その当初予算の計上額と758万7,000円の差額を今回減額するものです。いわゆる27年度に支払う額は、一応758万7,000円という額にするために今回979万1,000円を減額するものです。債務負担行為で来年度その残額分を支払おうとするものです。これが補正予算を承認していただきますと、一応図書館部分の契約というのは今年度9月まででしたので、それを1年ほど延ばすという形になりますので、交流センターと同じように見直しをするという形になってまいります。これが承認されなければ設計段階というのが中途半端でおわってしまうという形になるかと思えます。

竹原恵美委員

その、おっしゃる中途半端っていう意味が、どう、同じ業者において中途半端でおわるという意味になりますか。出来上がりもそうなんだけれども、完成したものではないので、現段階においては根本からみなおすというところ、今とりおくという、図書館はとりおくというところにありますか。

中野生涯学習課長

中途半端という言葉じりがどうだったか、適切でなかったかもしれませんけれども、いわゆるその、今かけている部分が交流センターと一体となった整備を行おうというふうに考えているわけなんですけれども、交流センターが見直しを行うとなった場合に図書館もやはりそれに併せて見直しを行うという、今、姿勢でございます。契約の中で9月までの期間を延長しようということですので、延長していただければそれに見合った設計ができてくるという形になります。

竹原恵美委員

その設計、同じ会社で変更ということになるんでしょうが、とりわけてするのに、別体になった、とりわけること別体になったんですが、そのまま図書館部分は今の業者で別体として設計ができあがるというふうにとっていいんですか。しようとしていることは。

センターのほうが今フックになってとりかかって事業が進んでいたのを、一緒にせんわけだから、別体にした。これはちょっととりおく。でもこっちの設計をつくっていく、続ける。別体としてつくりあげるといいますか。

中野生涯学習課長

2つの施設はこれまでの設計の中でも一体的な施設として位置付けて整備を行うということで、計画をお願いしているところです。確かに、実施時期は建設の実施時期はずれてくるかもしれませんけれども、最終的な形というのは一体的な整備を行おうという形ですので、いわゆる設計としては、一体としたものを成果を得ようというふうに考えているところです。

竹原恵美委員

それでは、前払いということなんです、前払いが起こった理由、それは業者からの要望ですか。

中野生涯学習課長

そこについては、建築設計の委託契約書の中に前払金の制度があるものですから、それに基づいて、平成27年度部分は前払金をお支払しようというふうに考えているところです。

竹原恵美委員

おたずねしたかったのは、確かにルールはある。実行できる状態にあります、本人の、受注者の意向があってこれが、前払いが執行されるということになるんですか。

中野生涯学習課長

時期がのびてくるというような形になりますので、委託のその設計業者についても請求があればというようなことなんですけれども、実際のところ請求をしないとですね、資金繰り等々の問題も出てくるというふうに考えておりますので、その中で前払金の対応をしようという形でございます。

竹原恵美委員

では、要求は立ってはいないけれども、準備をしておくというふうに今回の内容は理解したらいいですか。請求は立ってはいない。

中野生涯学習課長

はい、準備をしておこうという私たちは考えです。

大田重男茂雄委員長

ほかに、質疑はありませんか。

竹原恵美委員

今度は、教育総務課のほうで教えてください。今回のセンター、図書館にかかわる一体としたこの事業で、計上されているのは追加の補正の部分だと思われませんが、理解していいですか。

小中教育総務課長

債務負担行為の補正として上げた追加の分だけです。

竹原恵美委員

それでは、これが、今度、この部分だけ通らなかった場合、何が起きて、もし通った場合、何が実行されるのでしょうか。

小中教育総務課長

もし仮に通らなかった場合については、今、実施設計が完了しておりますので、今の実施設計書のままということになります。それから、通った場合についてはその実施設計書を基に新たな実施設計書を作り直すということになります。以上です。

竹原恵美委員

額も出てくるわけですがけれども、5,000万ほどの増額の話も説明を受けてますけれども、契約を再度やり直すというか、変更契約を交わすというところにありますか。

小中教育総務課長

現設計の契約が9月30日までということですので、9月30日前までに変更契約を交わすということになります。

[竹原恵美委員「はいわかりました」と発言あり]

大田重男茂雄委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第57号中、生涯学習課及び教育総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(教育総務課退室、生涯学習課入室)

暫時休憩に入ります。

(休憩 16:00～16:12)

大田重男茂雄委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

以上で各課の審査が終了しましたが、議案第55号から57号に関する現地調査について各委員の意見を伺います。必要であるか、無しか。

[「いりません」「無し」と呼ぶ声あり]

無しと認め、現地調査はしないことに決しました。

大田重男委員長

本日の委員会はこれで中止し、あす午前10時より委員会を再開いたします。

(閉会 16時13分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男